

死因究明等推進計画検証等推進会議(第2回)

日時: 令和5年7月27日(木)10時00分~12時00分

場所: 航空会館 B101 号室

議事次第

- 開会
- 議事
 1. 死因究明等の推進に係る施策の取組状況等について
(関係省庁からヒアリング)
 2. 取組発表
 3. その他
- 閉会

<配付資料>

- 資料1 死因究明等推進計画検証等推進会議 名簿
- 資料2 厚生労働省資料
- 資料3 法務省資料
- 資料4 文部科学省資料
- 資料5 海上保安庁資料
- 資料6 警察庁資料
- 資料7 こども家庭庁資料
- 資料8 総務省資料
- 資料9 地域で活躍する Forensic Generalist, Specialist の育成
(滋賀医科大学 一杉教授発表資料)

<参考資料>

現行の死因究明等推進計画に掲げられる各施策の今後の方向性等

死因究明等推進計画検証等推進会議 名簿

(令和5年7月26日現在)

- ◎専門委員 佐伯仁志 中央大学法務研究科教授
- 同 家保英隆 高知県健康政策部部長
- 同 今村知明 奈良県立医科大学教授
- 同 蒲田敏文 金沢大学大学院医薬保健学総合研究科放射線科学教授
- 同 久保真一 日本法中毒学会理事・福岡大学医学部教授
- 同 近藤稔和 日本法医病理学会理事長・和歌山県立医科大学教授
- 同 佐藤好美 産経新聞社論説委員
- 同 杉山和久 金沢大学医薬保健学域医学類長
- 同 瀬古口精良 日本歯科医師会専務理事
- 同 都築民幸 日本歯科大学生命歯学部歯科法医学講座特任教授
- 同 沼口敦 名古屋大学医学部附属病院病院講師
- 同 野口貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授
- 同 林紀乃 東京都監察医務院長
- 同 原田國男 弁護士
- 同 星周一郎 東京都立大学法学部教授
- 同 細川秀一 日本医師会常任理事
- 同 米村滋人 東京大学大学院法学政治学研究科教授

◎は議長



死因究明等に関する施策の推進状況について

厚生労働省 医政局医事課
死因究明等企画調査室

厚生労働省が行う死因究明等の推進に関する施策

基本法における基本理念

(基本理念)

第三条 死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。

一 死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。

二 死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。

三 身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。

四 死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。

2 死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。

3 死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

厚生労働省の施策の目的

厚生労働省は、特に以下の観点から死因究明に関する施策を実施している

- ◆ 医学、歯学等に関する専門的科学的知見の活用
- ◆ 公衆衛生の向上及び増進に資する情報の活用
- ◆ 市民生活に危害を及ぼす事象の被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止等

死因究明等体制の推進に向けた支援（平成30年度以降）

（単位：千円）

| 事業名 | 令和3年度 予算額 | 令和4年度 予算額 | 令和5年度 予算額 |
|---|---------------------------------------|----------------|----------------|
| 総 額 | 236,799 | 262,357 | 262,357 |
| 死因究明拠点整備モデル事業 | — | 47,507 | 47,507 |
| 異状死死因究明支援事業 | 107,544 | 115,861 | 115,861 |
| 異状死死因究明支援事業等に関する検証事業 ※令和4年度からデジタル庁において一括計上 | 40,760 | 10,494 | 10,494 |
| 死体検案講習会費 | 19,526 | 19,526 | 19,526 |
| 死亡時画像読影技術等向上研修 | 11,235 | 11,235 | 11,235 |
| 死体検案医を対象とした死体検案相談事業 | 36,498 | 36,498 | 36,498 |
| 死亡時画像診断システム等整備事業 | ※ 医療施設等設備整備費補助金及び 医療施設等施設設備費補助金の内数 | | |
| 災害歯科保健医療チーム養成支援事業 | 5,433 | 5,433 | 5,433 |
| 歯科情報の利活用推進事業 | 15,339 | 15,339 | 15,339 |

死因究明拠点整備モデル事業

目的

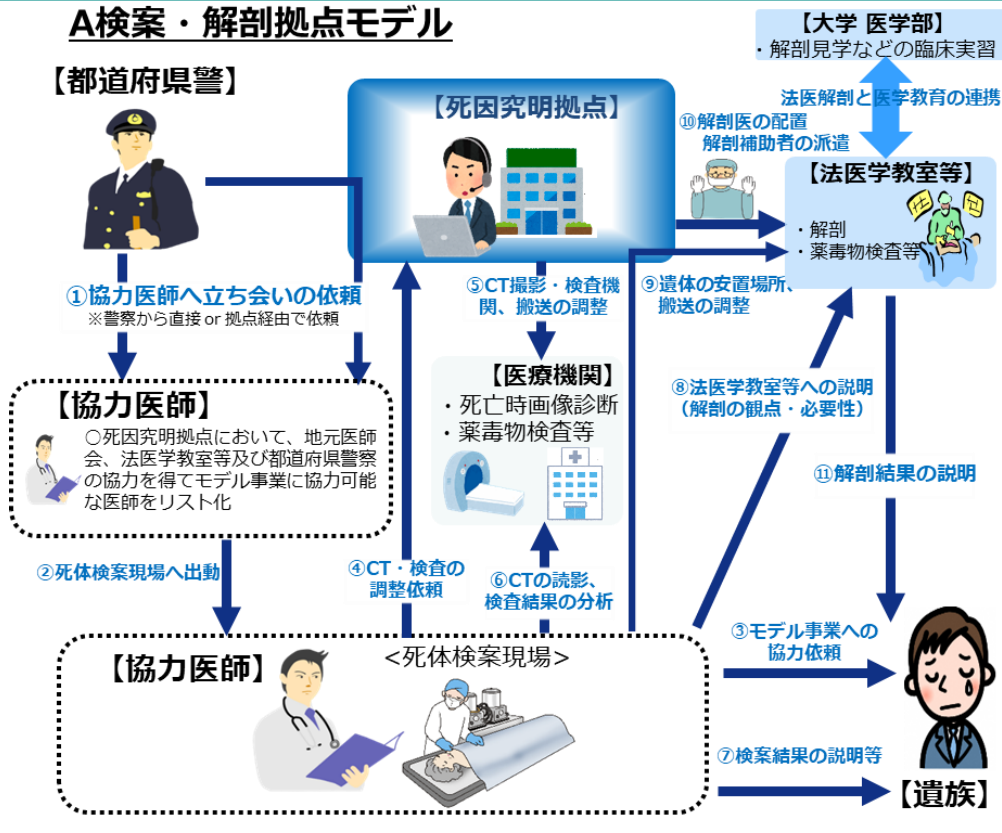
死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画（令和3年6月1日閣議決定）において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

事業内容

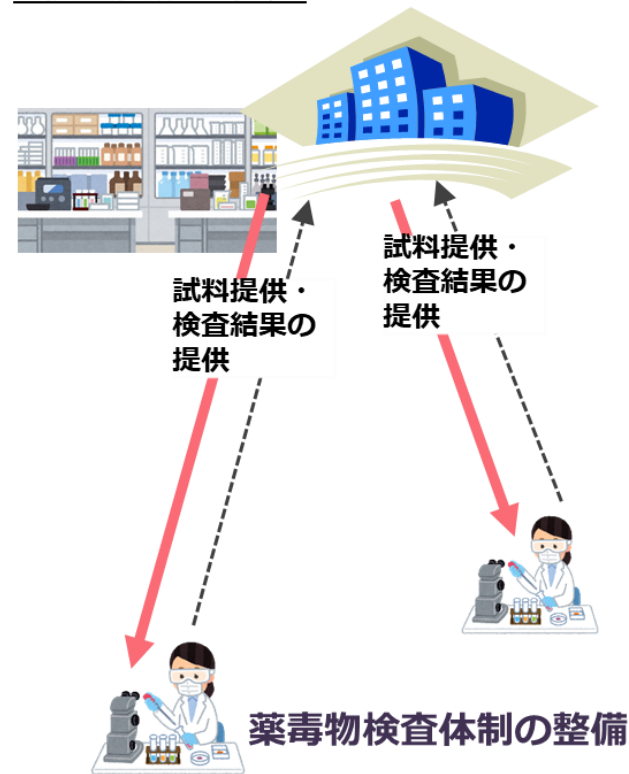
地方公共団体や大学法医学教室等への委託により、各地域の状況に応じた死因究明体制として、**A検案(※)・解剖拠点モデル**、**B検査拠点モデル**を整備する。拠点整備の成果は、今後自治体向けのマニュアル等に反映し、横展開を図る。

(※)…医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること

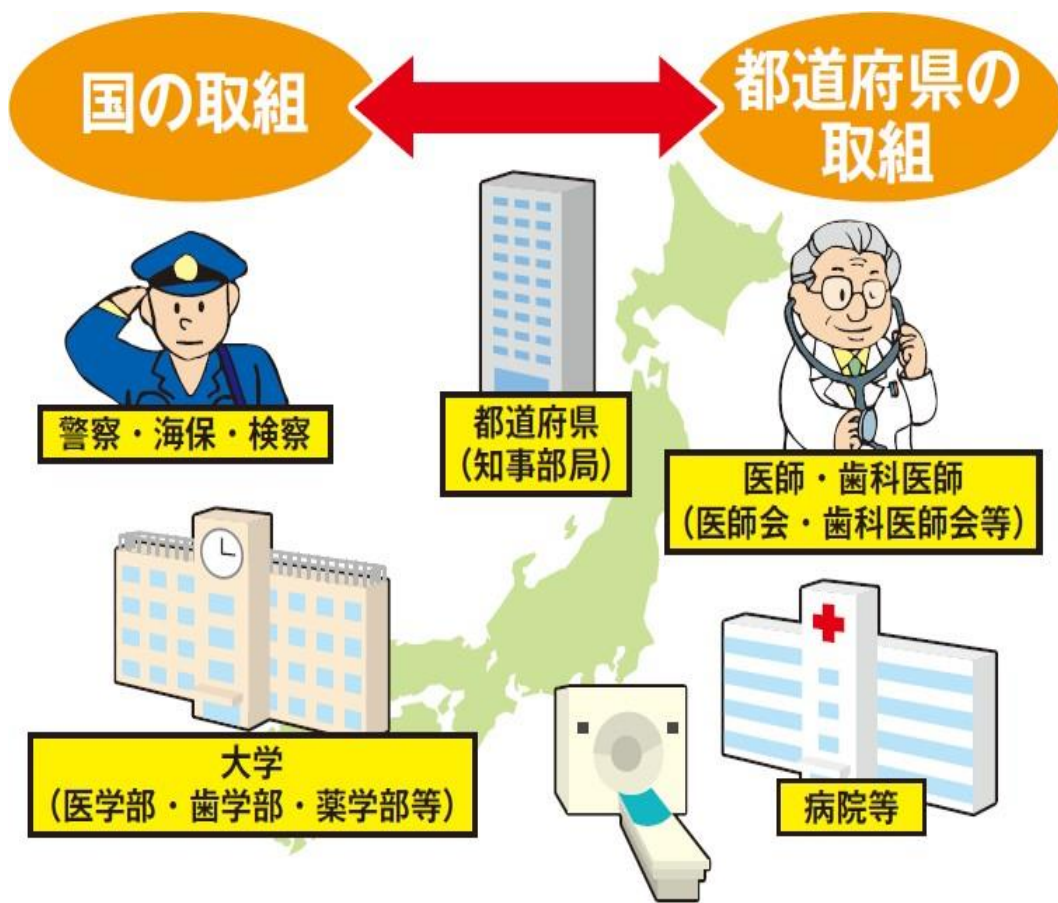
A検案・解剖拠点モデル



B検査拠点モデル



死因究明等推進地方協議会



全都道府県で開催

| | | |
|-----|------|------|
| 愛媛県 | 北海道 | 大阪府 |
| 福岡県 | 福井県 | 鳥取県 |
| 東京都 | 三重県 | 長野県 |
| 滋賀県 | 千葉県 | 大分県 |
| 新潟県 | 山口県 | 山形県 |
| 秋田県 | 愛知県 | 沖縄県 |
| 岡山県 | 佐賀県 | 福島県 |
| 茨城県 | 広島県 | 長崎県 |
| 高知県 | 徳島県 | 神奈川県 |
| 静岡県 | 石川県 | 京都府 |
| 兵庫県 | 富山県 | 香川県 |
| 岐阜県 | 群馬県 | 山梨県 |
| 埼玉県 | 栃木県 | 鹿児島県 |
| 熊本県 | 和歌山県 | 岩手県 |
| 島根県 | 宮崎県 | 宮城県 |
| 奈良県 | 青森県 | |

(令和5年2月13日現在)

異状死死因究明支援事業

目的

○ 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県等に対し、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査に係る経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

事業内容

- ① 法医学教室との連携等により、都道府県等の判断で解剖を実施
 - ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
 - ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施
 - ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費（旅費、謝金、会議費等）の財政的支援
- ※①～③は「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」第6条の規定に基づき実施するものを除く。

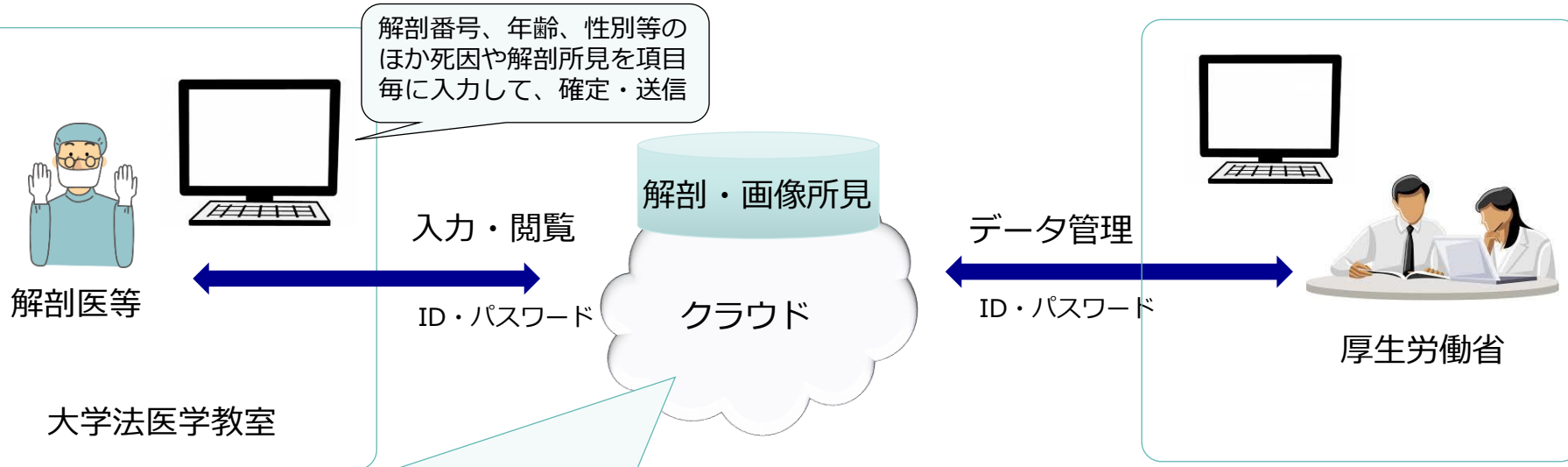
補助実績

| | | |
|--------|--------|---|
| 平成30年度 | 26都府県 | (青森、秋田、山形、茨城、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、鳥取、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、沖縄) |
| 令和元年度 | 30都道府県 | (北海道、青森、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、鳥取、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、沖縄) |
| 令和2年度 | 24都府県 | (北海道、青森、秋田、山形、茨城、千葉、東京、新潟、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、岡山、山口、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島、沖縄) |
| 令和3年度 | 27都府県 | (北海道、青森、岩手、秋田、山形、茨城、千葉、東京、新潟、岐阜、三重、滋賀、大阪、兵庫、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、鹿児島、沖縄) |
| 令和4年度 | 37都道府県 | (北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄) |

※令和4年度は交付決定した都道府県数

異状死死因究明支援事業等に関する検証事業 - 解剖・死亡時画像診断全国データベースシステム」の構築 -

- ✓ 死因究明目的で実施された解剖や死後CT画像等の情報を試行的にクラウド上のデータベースシステムに登録するもの。
- ✓ 情報の収集・登録を行う上での課題等を把握することを目的として実施。
- ✓ ID・パスワードを用いて内容の真正性とセキュリティーを担保しつつ、参加機関は自施設入力データの閲覧が可能となっている。



【送信に伴う出力データのイメージ】

約200程度の変数

最大2万件程度の変数

| 解剖番号 | 年齢 | 性別 | 死亡年月日 | 死因 | 死因の種類 | 顔面所見 | 頭部所見 |
|--------|----|----|----------|------|--------|--------------|---------|
| 18-001 | 4 | 男 | H30.10.2 | 肺炎 | 1.病死 | 蒼白であり ... | 損傷なく... |
| 18-002 | 40 | 女 | H30.10.4 | 全身打撲 | 2.交通事故 | 額部... | 挫滅状で... |
| 18-003 | 15 | 男 | H30.8.13 | 熱中症 | 8.その他 | | |

...

死亡時画像診断システム等整備事業

目的

- 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図る。

事業内容

①設備整備

死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）の支援

②施設整備

死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室）の支援



補助実績

| | |
|--------|-----|
| 平成30年度 | 1 県 |
| 令和元年度 | 3 県 |
| 令和2年度 | 2 県 |
| 令和3年度 | 1 県 |
| 令和4年度 | 6 県 |

※令和4年度は交付決定した都道府県数

死体検案講習会事業

1. 目的

一般臨床医、警察医の死体検案能力の向上

2. 講習日程・内容（上級）

2日間



座学中心

- ・死体解剖保存法などの法律
- ・検案制度の国際比較
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法など

現場での実習



監察医務院や各大学法医学教室などにて現場実習

1日間



座学中心

- ・家族への対応について演習
- ・法医学教室でのスクーリング（実習）を受けて症例報告

修了

【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。

また、厚生労働省において、日本医師会に委託して、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働きかけるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材を提供すること等により、全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。

これらの施策を通じて、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師について、上記研修を受講した者の数を増加させる。

○令和2年度以降

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド形式の講義を導入
- ・受講者の募集人員を増加

○令和3年度

- ・受講者の募集人員を更に増加

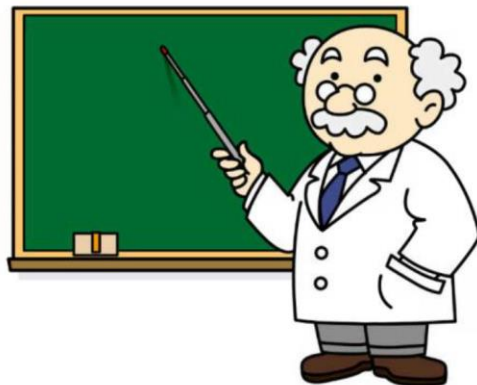
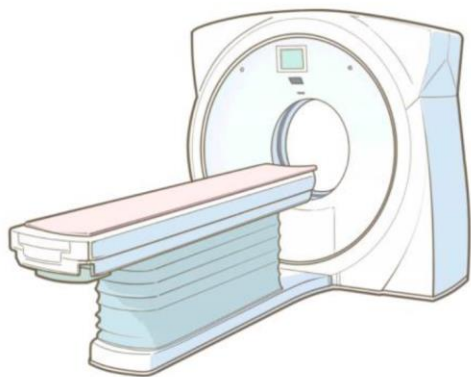
修了者数実績

| | | |
|--------|--------|--------|
| 平成30年度 | 基礎202名 | 上級115名 |
| 令和元年度 | 基礎176名 | 上級87名 |
| 令和2年度 | 基礎484名 | 上級0名 |
| 令和3年度 | 基礎543名 | 上級183名 |
| 令和4年度 | 基礎505名 | 上級84名 |

死亡時画像診断読影技術等向上研修

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。



修了者実績

| | | |
|--------|--------|-------------|
| 平成30年度 | 医師132名 | 診療放射線技師56名 |
| 令和元年度 | 医師118名 | 診療放射線技師71名 |
| 令和2年度 | 医師148名 | 診療放射線技師139名 |
| 令和3年度 | 医師263名 | 診療放射線技師263名 |
| 令和4年度 | 医師756名 | 診療放射線技師598名 |

【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。



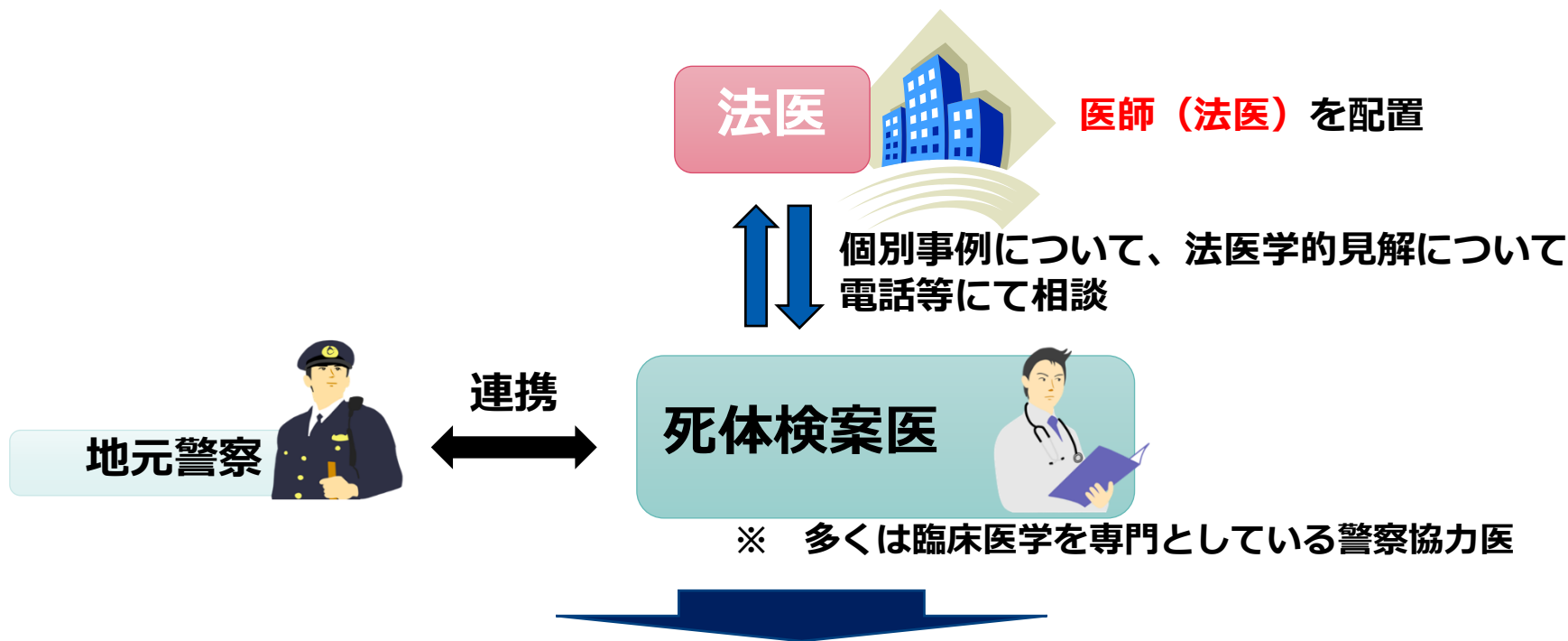
- 令和2年度以降
新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入
- 令和3年度以降
毎年度、受講者の募集人員を増加

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修マニュアルの改善に活用する。

死体検案医を対象とした死体検案相談事業

- 監察医制度のない地域では、死体検案医（多くは臨床医学を専門としている警察協力医）が死体検案を行っている。
- 死因究明推進計画においては、**検案の実施体制の充実**が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医（法医学を専門とする医師）に相談できる体制が必要。



- 死因判定の難しい検案において法医の意見を仰ぎ、より正確な死因判定が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、**我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。**

歯科情報の利活用及び標準化普及事業と歯科情報の利活用推進事業概要

～ R 元年度

歯科診療情報の標準化に関する実証

- ・口腔状態標準データセットを基に「口腔診査情報標準コード仕様」を策定
- ・ベンダー各社に「口腔診査情報標準コード仕様」を提供し、レセプトコンピューター用プログラム開発を行い、実装に向けた課題等を検証
- ・「口腔診査情報標準コード仕様」を用いたモデル事業を実施し、その実用性について検証
- ・「口腔診査情報標準コード仕様」の厚生労働省標準規格取得に向けた準備
- ・「口腔診査情報標準コード仕様」の新たな利活用方法について検討開始
- ・歯科健診データの「口腔診査情報標準コード仕様」に準拠した標準化の検証
- ・実在する歯科健診情報を当該コード仕様により標準化して出力し、集計、分析に資するかどうか検証

「口腔診査情報標準コード仕様」のメンテナンス

当該コード仕様の維持・管理のための必要な修正等のメンテナンス

R 2 ～ 4 年度

「口腔診査情報標準コード仕様」の標準規格化

- ・令和3年3月26日に厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として認められた。

歯科診療情報による身元確認のためのデータベースの構築に向けた調査・検証

- ・「口腔診査情報標準コード仕様」に準拠した標準データの収集方法の検討
- ・「口腔診査情報標準コード仕様」の利用・活用等に関する検討
- ・レントゲン画像の活用等に向けた実態調査

歯科情報の標準化に関する普及啓発

- ・歯科医療関係者を対象に歯科情報標準化の意義や必要性等の理解向上を目的とした研修会を実施

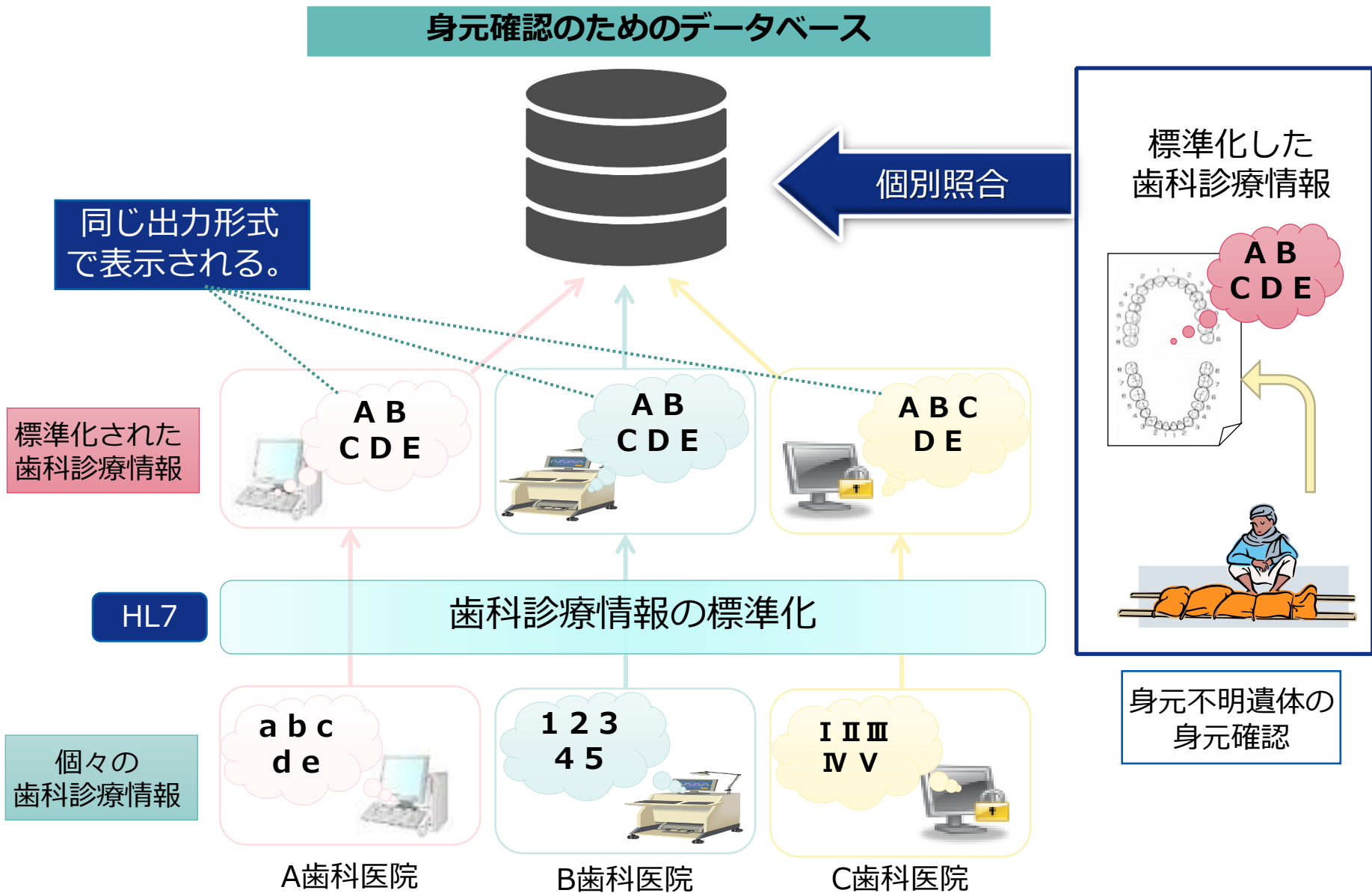
R 5 年度

レセプトデータを用いたデータベース構築に関する課題の検討等

- ・「レセプト変換モデル」によるデータ収集を想定した場合の精度検証
- ・個人情報の取扱、データベースの運用のあり方等に関する調査・検討
- ・歯科診療情報以外のデータ（レントゲン画像等）の活用に向けた実態調査

歯科情報の標準化に関する普及啓発

歯科診療情報を用いた身元確認のためのデータベースのイメージ



「死因究明等推進計画」重点施策の取組状況

法務省刑事局

第1 重点施策26：死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。

【取組状況】

法務省では、平成26年9月に、全国の地方検察庁に対し、都道府県等から死因究明等推進地方協議会への参加等の協力要請があった場合にはこれ適切に応じるよう文書を発出して周知をし、その後も、協力要請があった場合には適切に応じるように、各地検の視察をした際に周知するなどしてきた。

引き続き、死因究明等推進地方協議会の開催状況等を踏まえて、適切に対応して参りたい。

第2 重点施策87：死因究明により得られた情報の活用

厚生労働省において、予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）の実施体制の整備について試行的に実施しているところ、死亡検証により得られた子どもの死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の在り方について検討を行い、一定の方向性を明らかにする。

【取組状況】

令和2年度より、CDRの体制整備に向けた検討を進めるため、都道府県を実施主体としてCDR体制整備モデル事業が開始されているところ、法務省においては、その枠組みに関する検討状況を注視し、その検討状況を前提に、刑事訴訟法47条の趣旨、CDRの必要性・重要性を踏まえ、関係省庁と十分連携しつつ、対応の在り方について検討している。

今後も引き続き、関係省庁と連携し、必要な対応をして参りたい。

第3 重点施策89：死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

司法解剖等の犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第47条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努める。

【取組状況】

検察庁では、司法解剖等の犯罪捜査の手続が行われた死体について、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配慮しつつ、遺族等に対し、丁寧に説明するよう努めているものと承知している。

検察庁では、引き続き、遺族等に対し、丁寧に説明するよう努めていくものと承知している。

第4 重点施策93：情報の適切な管理

死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に対して情報管理の重要性を周知徹底すること等を通じて、その適切な管理を図る。

【取組状況】

死因究明等により得られた情報も捜査情報の一つであるが、検察庁では、捜査情報を含む情報の管理の重要性については、適宜研修等で周知し、情報の適切な管理に努めているものと承知している。

そして、検察庁では、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮しつつ、刑事関係法令及び個人情報の管理に関する法令等に基づき、死因究明等により得られた情報についても適切な管理に努めているものと承知している。

検察庁では、引き続き、死因究明等により得られた情報を含む情報の適切な管理に努めていくものと承知している。

死因究明の推進にかかる取組について



文部科学省
高等教育局医学教育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

第1次死因究明等推進計画における文部科学省の施策

1. 死因究明等に係る人材の育成等

- 国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育拠点整備のための取組を支援しており、法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明等に係る分野を志す者や新たに取組に参画する者を増加させ、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める。
- 医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラムで策定された内容の大学への周知を行う際に、本計画等を踏まえた教育内容の充実を要請することにより、卒業時までに学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図る。
- 日本医師会・日本歯科医師会と連携した医師・歯科医師に対する死因究明等に係る定期的な研修会の実施・協力について、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。
- 医学部・歯学部・薬学部における死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例について、各大学医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、積極的に紹介する。

2. 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- 国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める。

1. 死因究明等に係る人材の育成等

※薬学教育で死因究明に関する記載を新設

医学教育モデル・コア・カリキュラム（抜粋） 令和4年度改訂

第2章 学修目標

SO-03: 法医学

死の判定や死亡診断と死体検案を理解する。

SO-03-01: 死と法

SO-03-01-01 植物状態、脳死、心臓死及び脳死判定について理解している。

SO-03-01-02 異状死・異状死体の取扱いと死体検案について理解している。

SO-03-01-03 死亡診断書と死体検案書を作成できる。

SO-03-01-04 個人識別の方法を理解している。

SO-03-01-05 病理解剖、法医解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)について理解している。

※医学教育モデル・コア・カリキュラムとは、医学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）を明確化したもの。（6年間の総学修時間数の2/3程度に相当）

歯学教育モデル・コア・カリキュラム（抜粋） 令和4年度改訂

C-4-4 法歯学

歯科的立場において社会での治安維持に貢献するために、法歯学に基づく方法を理解する。

学修目標：

C-4-4-1 事件、事故及び災害時の犠牲者に対する法歯学的検査の手順、方法及びこれに関連する法規を理解している。

C-4-4-2 歯科領域に関連する損傷の検査及び鑑定について理解している。

C-4-4-3 法医解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)を理解している。

C-4-1-2 口腔と全身の健康との関連を理解している。

※歯学教育モデル・コア・カリキュラムとは、歯学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）を明確化したもの。（6年間の総学修時間数の6割程度に相当）

薬学教育モデル・コアカリキュラム（抜粋） 令和4年度改訂

<学修目標>

3)死因究明に関する社会的な影響、国際的な動向の解析、関連する規制・制度、及び関連法規の理解のもとに、実効性のある薬学的アプローチを立案する。

<学修事項>

(7) 死因究明における毒性学・法中毒学的アプローチ

※薬学教育モデル・コアカリキュラムとは、薬学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の能力（知識・技能・態度）を明確化したもの。（6年間の総学修時間数の7割程度に相当）

2. 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点

(R5.5現在)

(1) 国立大学法人運営費交付金による支援 8件

(2) 国の補助金による支援 7件

金沢大学

- 「医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成」(秋田大学、金沢医科大学)(R3年度～R7年度)

名古屋大学

- 「人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成」(名古屋市立大学、岐阜大学、三重大学、浜松医科大学、愛知医科大学と連携)(H29年度～R3年度)

広島大学

- 「死因究明のための人材育成及び地域拠点化モデル -死因究明に必要な分野横断型専門家育成と学内外連携及び地域拠点化を目指して-」(H29年度～H30年度)

長崎大学

- 「死因究明高度専門職業人養成事業」(H22年度～26年度)
- 「学際的アプローチによる死因究明教育センターの拡充と法医(歯)学専門家育成プロジェクト」(H27年度～H28年度)

大阪大学

- 「『死因究明学』の創造と担い手養成プラン」(H26年度～R3年度)
- 「『次のいのちを守る』人材育成教育研究拠点形成事業」(R5年度～R9年度)

滋賀医科大学

- 「地域で活躍するForensic Generalist, Specialistの育成」(京都府立医科大学、大阪医科薬科大学)(R3年度～R7年度)

横浜市立大学

- 「実践力と研究力を備えた法医学者育成事業」(琉球大学、北里大学、龍谷大学と連携)(H29～R3年度)

東京医科歯科大学

- 「法医学・法歯学に関する医歯融合型の新分野構築プロジェクト」(H25～H27年度)
- 「精度の高い死因究明のための人材養成プロジェクト」(H28年度)

新潟大学

- 「災害・脳・法律に精通した死因究明に携わる高度専門職業人養成プログラム」(H29年度～R3年度)

北海道大学

- 「死因究明等を担う法医学的知識を有する人材育成プラン」(H28年度～R2年度)
- 多職種連携による死因究明等の推進と総合的人材育成プロジェクト(R3年度)

東北大学

- 「法医養成教育プログラムの開発」(H22～26年度)
- 「高度化・多様化する死因究明・身元確認に対応する『法医・法歯・法放射線シナジーセンター』プロジェクト」(H27年度～H29年度)

筑波大学

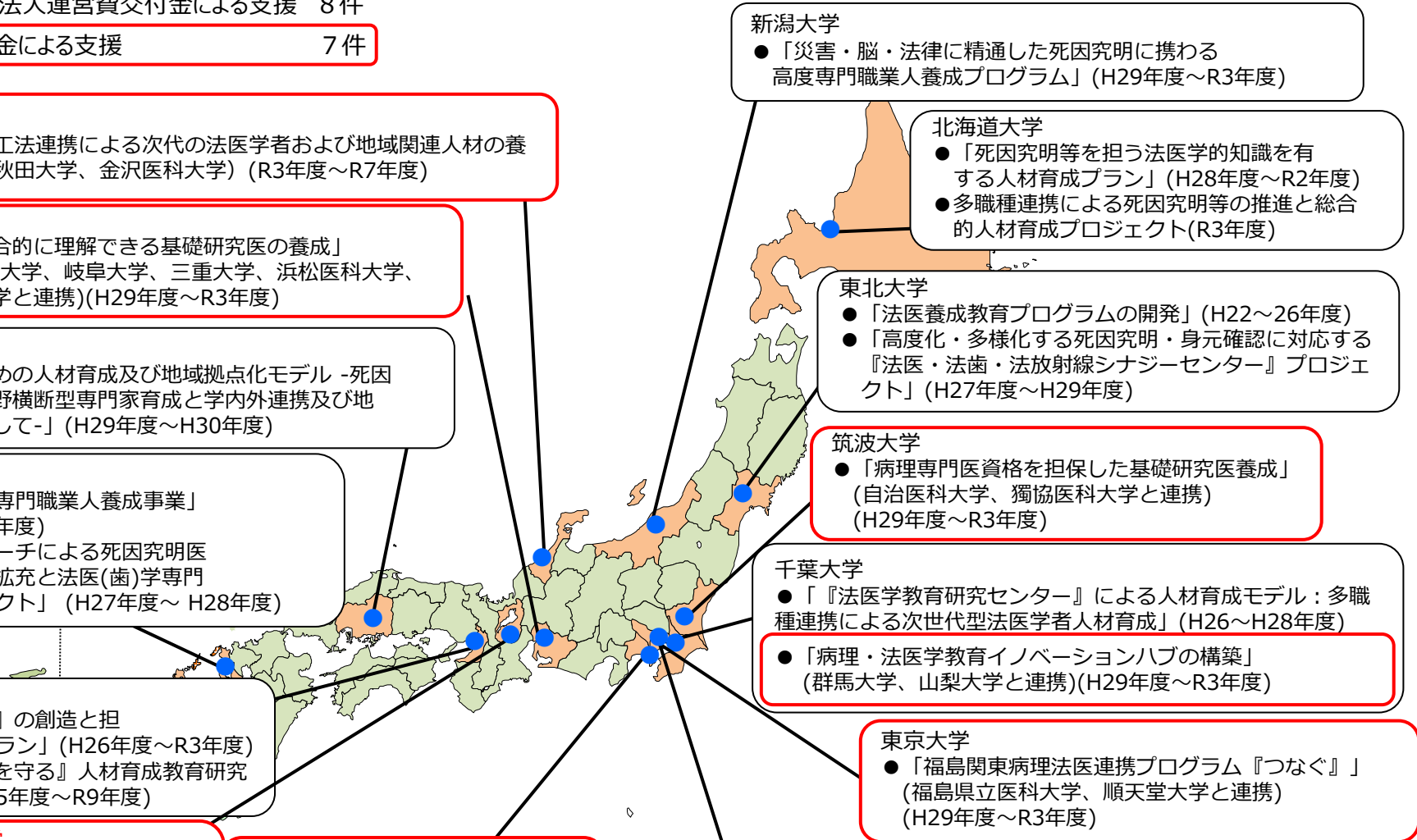
- 「病理専門医資格を担保した基礎研究医養成」(自治医科大学、獨協医科大学と連携)(H29年度～R3年度)

千葉大学

- 「『法医学教育研究センター』による人材育成モデル：多職種連携による次世代型法医学者人材育成」(H26～H28年度)
- 「病理・法医学教育イノベーションハブの構築」(群馬大学、山梨大学と連携)(H29年度～R3年度)

東京大学

- 「福島関東病理解法医連携プログラム『つなぐ』」(福島県立医科大学、順天堂大学と連携)(H29年度～R3年度)

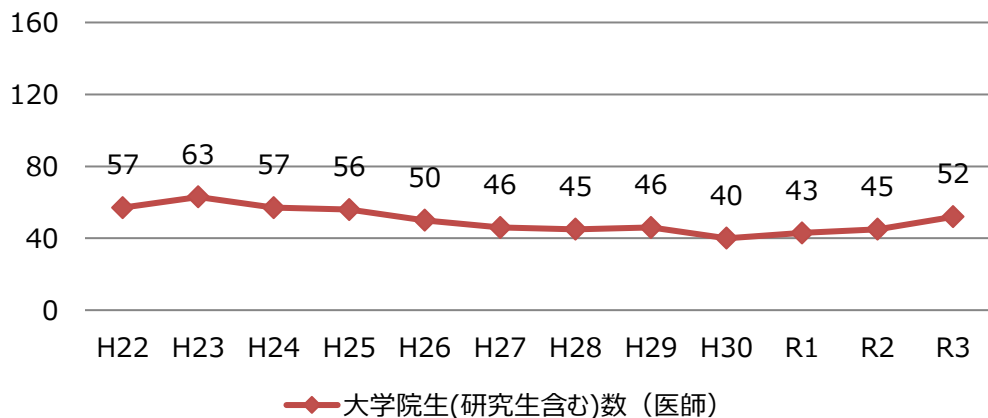


法医学・歯科法医学分野における人材養成数及び大学に所属する教員数

1. 人材養成数の推移

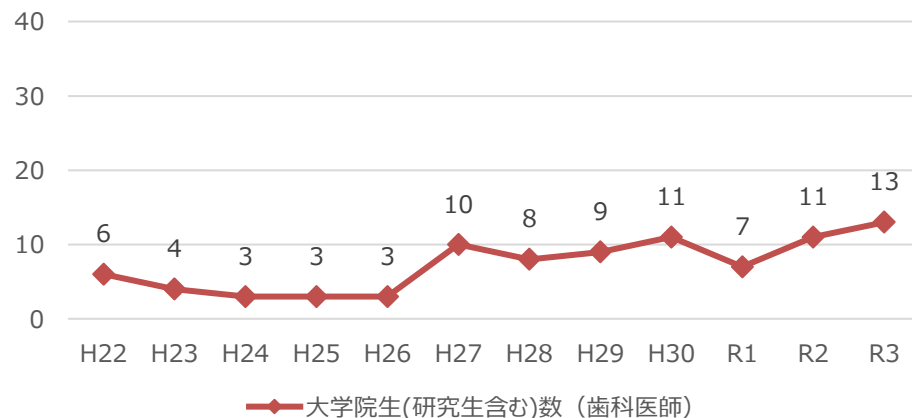
【法医学講座に所属する大学院生数】

(単位：人)



【歯科法医学講座に所属する大学院生数】

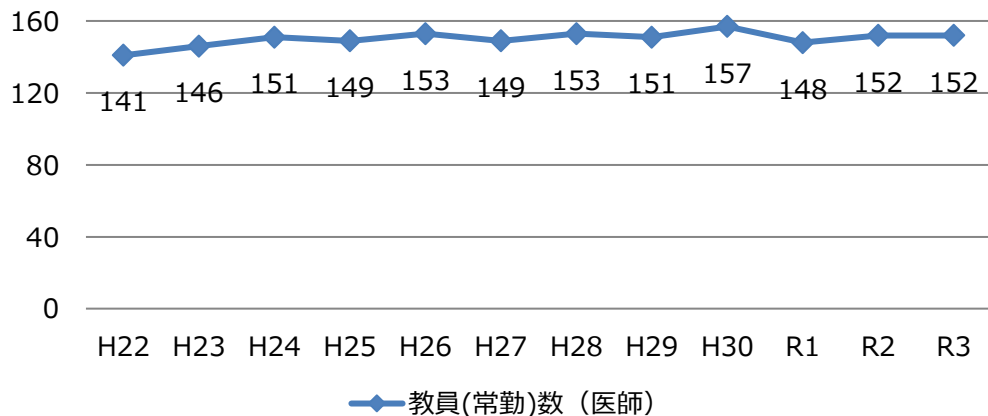
(単位：人)



2. 教員数の推移

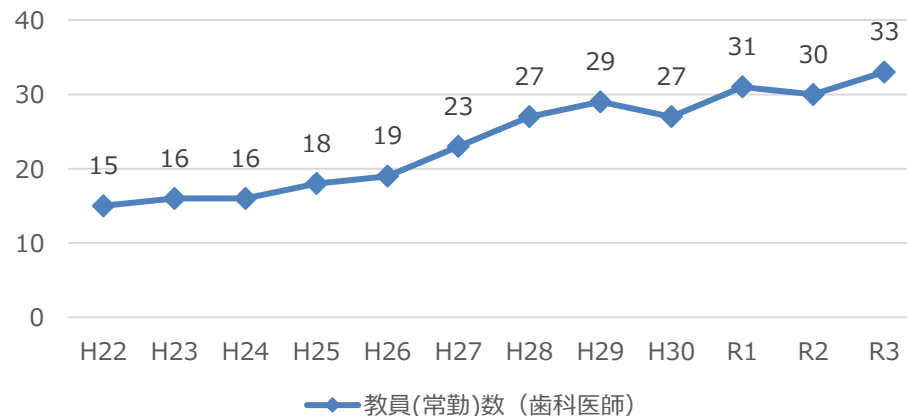
【法医学講座に所属する教員数】

(単位：人)



【歯科法医学講座に所属する教員数】

(単位：人)



2. 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（参考資料）

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業

基礎研究医養成活性化プログラム（平成29年度選定）

令和3年度予算額

0.3億円

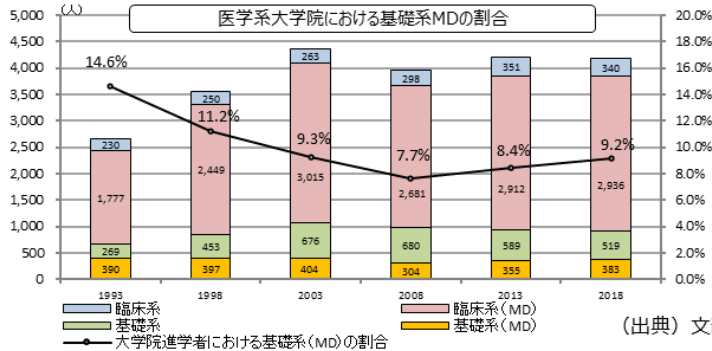
（平成29年度予算額

1.0億円）



課題

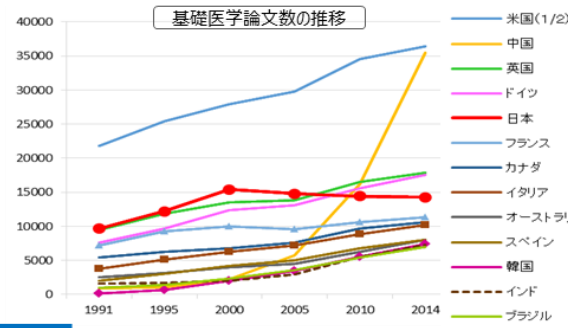
①医学・医療の基盤である基礎医学研究は、医学部学生への教育や、基礎から臨床への橋渡し研究においても重要な役割を果たしている。一方で、基礎医学研究においては特に将来を担うべき若手医師の割合が減少している。



・基礎系に進学する医師（基礎系MD）は極めて少なく、基礎医学は崩壊の危機。（MD:医師免許を持つ者）

（出典）文部科学省調べ

②近年、中国や韓国等の新興国においても基礎研究への取組が強化され、日米欧を急速に追い上げてきているなど、我が国の国際競争力は相対的に低下傾向にある。

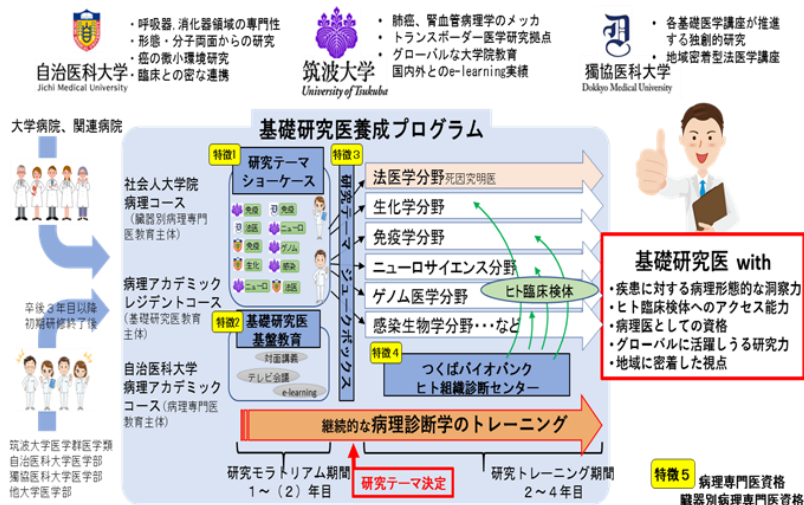


・基礎医学論文数は、中国が大幅に増加、韓国、インド、ブラジルが10年間で倍以上の伸びを示しているなか、日本は低調。

（出典）トムソン・ロイター Web of Scienceに基づき、InCites 2016年6月抽出データより、鈴鹿医療科学大学長 豊田長康氏作成

対応策

■取組の例：病理専門医資格を担保した基礎研究医養成（筑波大学）



一事業期間：最大5年間 財政支援（平成29年度～令和3年度）

一選定件数・単価：5件 × 約700万円

「医療分野研究開発推進計画」（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）（抜粋）

・医療の研究開発を持続的に進めるためには、基礎研究を強化し、画期的なシーズが常に産み出されることが必要である。

「死因究明等推進計画」（平成26年6月13日閣議決定）（抜粋）

2 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備

・死因究明等に係る分野を志す者を増加させることや、魅力あるキャリアパスの形成を促すことを含めて、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。

「死因究明等推進基本法」（令和2年4月施行）（抜粋）

死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上、死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

【取組・期待される成果】

①基礎医学における分野*のうち各大学の強みを踏まえた基礎研究医養成のための連携体制を構築。

*法医学、解剖学、生理学、生化学、病理学、免疫学、細菌・ウイルス学、薬理学、公衆衛生学、その他

②海外機関も含めた人材の交流による教育プログラムの活性化や、キャリアパス（国際機関、研究機関への就職、テニュアポストの確保）の構築。

基礎研究において、成果の臨床応用をイメージできる医師の立場から研究に関わる人材がより多く関わることにより、基礎研究が強化され、真に実効性のある応用研究が推進できるほか、画期的なシーズが常に産み出される環境を構築。

病理学や法医学分野等における基礎研究医の養成と確保の成果

1. 本事業の状況

平成29年度から開始した本事業は、大学院博士課程（修業年限4年）において、基礎研究医の養成、特に病理学・法医学分野の研究医を養成することを目的とし、5年間で19大学が連携し、12の教育プログラム・コースをもうけ、合計94名を受け入れ、令和4年までに32名の修了者を輩出した。

2. 各大学の実績

| 大学※()内は連携大学 | 事業名称 | 養成分野 | キャリアパスに関する計画 |
|--|-----------------------|---------|------------------------------------|
| 筑波大学 (自治医科大学, 獨協医科大学) | 病理専門医資格を担保した基礎研究医育成 | 病理学、法医学 | ・基礎医学系ポスト、病院講師ポスト等を確保 |
| 千葉大学 (群馬大学, 山梨大学) | 病理・法医学教育イノベーションハブの構築 | 病理学、法医学 | ・大学院、附属病院、法医学教育センターにおける特任助教ポスト等を確保 |
| 東京大学 (福島県立医科大学, 順天堂大学) | 福島関東病理解法医連携プログラム「つなぐ」 | 病理学 | ・病理学講座、附属病院における助教ポスト等を確保 |
| 名古屋大学 (名古屋市立大学, 岐阜大学, 三重大学, 浜松医科大学, 愛知医科大学) | 人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成 | 病理学、法医学 | ・基礎医学領域、統合医薬学領域の特任助教ポスト等を確保 |
| 横浜市立大学 (琉球大学, 北里大学, 龍谷大学) | 実践力と研究力を備えた法医学者育成事業 | 法医学 | ・法医学関連領域のポスト等を確保 |

| 大学名 | 人材養成数 | | | | | | | | | | | | 教育プログラム・コース数 | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|--------------|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|----|
| | H29 | | H30 | | R1 | | R2 | | R3 | | 合計 | | H29 | | H30 | | R1 | | R2 | | R3 | | 合計 | | |
| | 目標値 | 成果実績 | 目標値 | 成果実績 | 目標値 | 成果実績 | 目標値 | 成果実績 | 目標値 | 成果実績 | 目標値 | 成果実績 | 目標値 | 成果実績 | 目標値 | 成果実績 | 目標値 | 成果実績 | 目標値 | 成果実績 | 目標値 | 成果実績 | 目標値 | 成果実績 | |
| 筑波大学 | 0 | 0 | 4 | 4 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4 | 2 | 16 | 15 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 千葉大学 | 0 | 3 | 0 | 1 | 5 | 3 | 6 | 4 | 6 | 2 | 17 | 13 | 0 | 2 | 0 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 東京大学 | 0 | 0 | 4 | 5 | 3 | 1 | 3 | 3 | 3 | 4 | 13 | 13 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 名古屋大学 | 0 | 0 | 8 | 23 | 8 | 10 | 8 | 6 | 8 | 11 | 32 | 50 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 横浜市立大学 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 1 | 4 | 17 | 33 | 21 | 20 | 21 | 18 | 21 | 19 | 81 | 94 | 1 | 3 | 8 | 10 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |

○事業の普及促進を目的としたフォーラム等の開催実績

| 開催回数 | 参加大学数 | 参加者数 |
|------|--------|----------|
| 121回 | 延べ219校 | 延べ5,380人 |

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 基礎研究医養成活性化プログラム

令和5年度予算額
(前年度予算額)

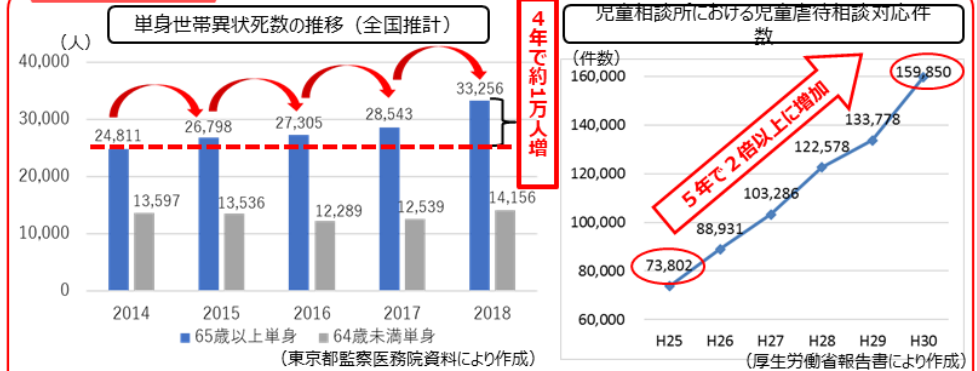
0.4億円
0.4億円)



背景・課題

- 令和2年4月施行の死因究明等推進基本法、令和3年6月1日閣議決定の死因究明等推進計画を踏まえ、犯罪見逃しの防止や未知の感染症の疑いのある遺体の取扱いなど、我が国の治安や公衆衛生の向上に向けて、死因究明等の取組を促進する必要がある。
- 一方、死因究明等を担う医師や歯科医師が全国的に不足する中、大学における法医学・歯科法医学の人材育成体制のさらなる充実の必要がある。
⇒法医学解剖医等の地域偏在と不足の解消
- 児童虐待の相談件数が大幅に増える中で、虐待の見逃しが懸念されており、児童の受けた傷からその原因を法医学の観点から適切に診断できる人材が新たに参画する必要がある。
⇒小児科等臨床医と連携する法医学人材の不足の解消
- 新型コロナウイルス感染症等未知の感染症の疑いのある異状死体の検死に当たり、解剖従事者等の不安を解消する必要がある。
⇒未知の感染症に対応できる人材不足と解剖設備等の未整備の解消

各種データ



○47都道府県の大学法医学教室に在籍する法医学の数は、最も多い東京都で21人いる一方、16の県で1人しかいない。
○日本法医学会アンケートによると、全国90機関※中、新型コロナウイルス感染症等の疑いのある遺体を安全に受け入れ可能と回答したのは17機関に止まる ※各地の監察医務院及び日本法医学会加入の医科・歯科大学

事業概要

【法医学の知見・能力を臨床医学等に活用できる医師等の養成】

- 法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及び自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院学生の養成や、臨床医・臨床歯科医の学び直しを行う教育拠点を構築。
- 死因究明等に関するデータの管理・分析機能を集約化し、データを活用し児童虐待等の痕跡や薬毒物中毒による死因の判別など、死因究明等に関する優れた知識・技能を有する人材を養成するプログラムを構築。

- ◇事業期間：最大5年間（令和3年度～7年度）
- ◇選定件数・単価：2拠点×2,000万円

＜選定大学の取組＞

金沢大学
5年間の履修者目標数：
本科コース4名、インテンシブコース20名

医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成

目指す人材像：鑑定データによる先駆的な臨床法医学を実践する法医学人材

臨床法医学教育先進コンソーシアムの形成（約15機関）

先駆的臨床法医学者養成プログラム（4年制）

【法医学基礎科目】
【法医学先端研究科目】

【本邦最先端研究】
【海外最先端研究】

【本邦最先端研究】
【海外最先端研究】

【本邦最先端研究】
【海外最先端研究】

【本邦最先端研究】
【海外最先端研究】

【本邦最先端研究】
【海外最先端研究】

滋賀医科大学

5年間の履修者目標数：3つの課程プログラム
7名、インテンシブコース22名

地域で活躍する Forensic Generalist, Specialist の養成

先駆的・特色ある取り組みに基づく教育

【法医学の発展：能力も活用できる地域医】

【死因究明に関する優れた知識・技能を有する専門員】

【研究開発の強化】

【期待される効果】

＜期待される成果＞

- ☆死因究明等の知識・技能を身に付けた医師・歯科医師の増加と地域間での人材の循環による死因究明の推進
- ☆大学や自治体間でのデータベースの構築による死因究明等の質の向上と児童虐待等の早期発見・防止への活用
- ☆未知の感染症等が疑われる死因不明遺体の受入体制強化による公衆衛生の向上

法医学分野における基礎研究医の養成と確保 (基礎研究医養成活性化プログラム) のこれまでの実績について

1. 基礎研究医養成活性化プログラム

| コース名 | 対象 | 期間 | 養成する人材像 | 受入目標 R4~7年 | 受入実績 R4年 |
|--------------------------------------|---------------------------------|-----|---|---------------|-------------|
| 【金沢大学】 先駆的臨床法医学者養成プログラム | 博士課程学生 | 4年 | 鑑定データベース等を活用し先駆的な臨床法医学を实践する法医学者及び歯科法医学者 | 4 | 1 |
| 【金沢大学】 先駆的臨床法医学者養成プログラム | 医師、歯科医師、看護師、警察職員、児童相談所職員、法学的研究者 | 2年 | 鑑定データベース等を活用し先駆的な臨床法医学を实践する地域関連人材 | 20 | 10 |
| 【滋賀医科大学】 Forensic Physician養成コース | 博士課程学生 | 4年 | 法医学に関する知見や能力を備えた臨床医 | 2 | 3 |
| 【滋賀医科大学】 Forensic Dentist養成コース | 博士課程学生 | 4年 | 法医学に関する知見や能力を備えた歯科医 | 2 | 2 |
| 【滋賀医科大学】 Forensic Specialist養成コース | 博士課程学生 | 4年 | 法医実務や鑑定を主たる業務とし、法医学の専門家 | 3 | 3 |
| 【滋賀医科大学】 Police Doctor養成コース | 医師・歯科医師 | 2ヶ月 | 警察協力医、子ども家庭相談センターの委託医として死体検案、身元確認、犯罪被害者の診察等に従事できる人材 | 12 | 54 |

海上保安庁で取り扱うご遺体

計355件(R4)

第2回死因究明等推進計画検証等推進会議
令和5年7月27日

資料5

犯罪死体・変死体

刑事訴訟法に基づく取扱い

- 司法警察員（海上保安官）による代行検視
- 鑑定処分許可状に基づく解剖

⇒司法解剖 166件(R4)

それ以外のご遺体

死体調査法に基づく取扱い

- 海上保安部長等の判断に基づく「検査」の実施
- 検査結果、医師の意見等を踏まえ、解剖の実施

⇒行政解剖 13件(R4)

海上保安庁における死因究明体制の強化

◎人材の育成（研修等の充実）

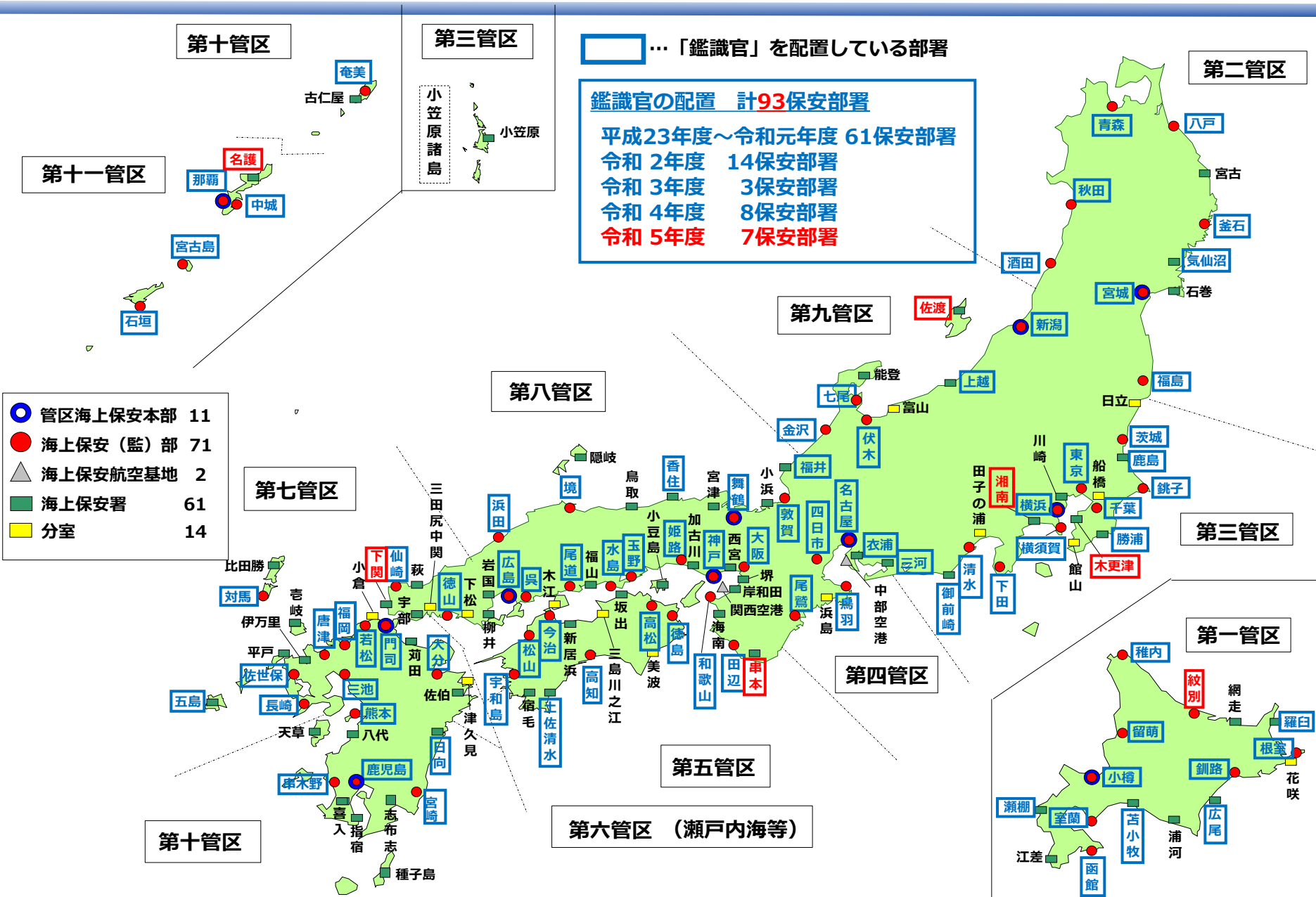
大学法医学教室での研修
当庁教育機関、都道府県警察での研修
鑑識検定制度

◎専門職員の配置・資機材の整備

「鑑識官」の増員・質の向上
検視室、遺体用冷蔵庫等の整備



鑑識官の配置状況 (令和5年7月現在)



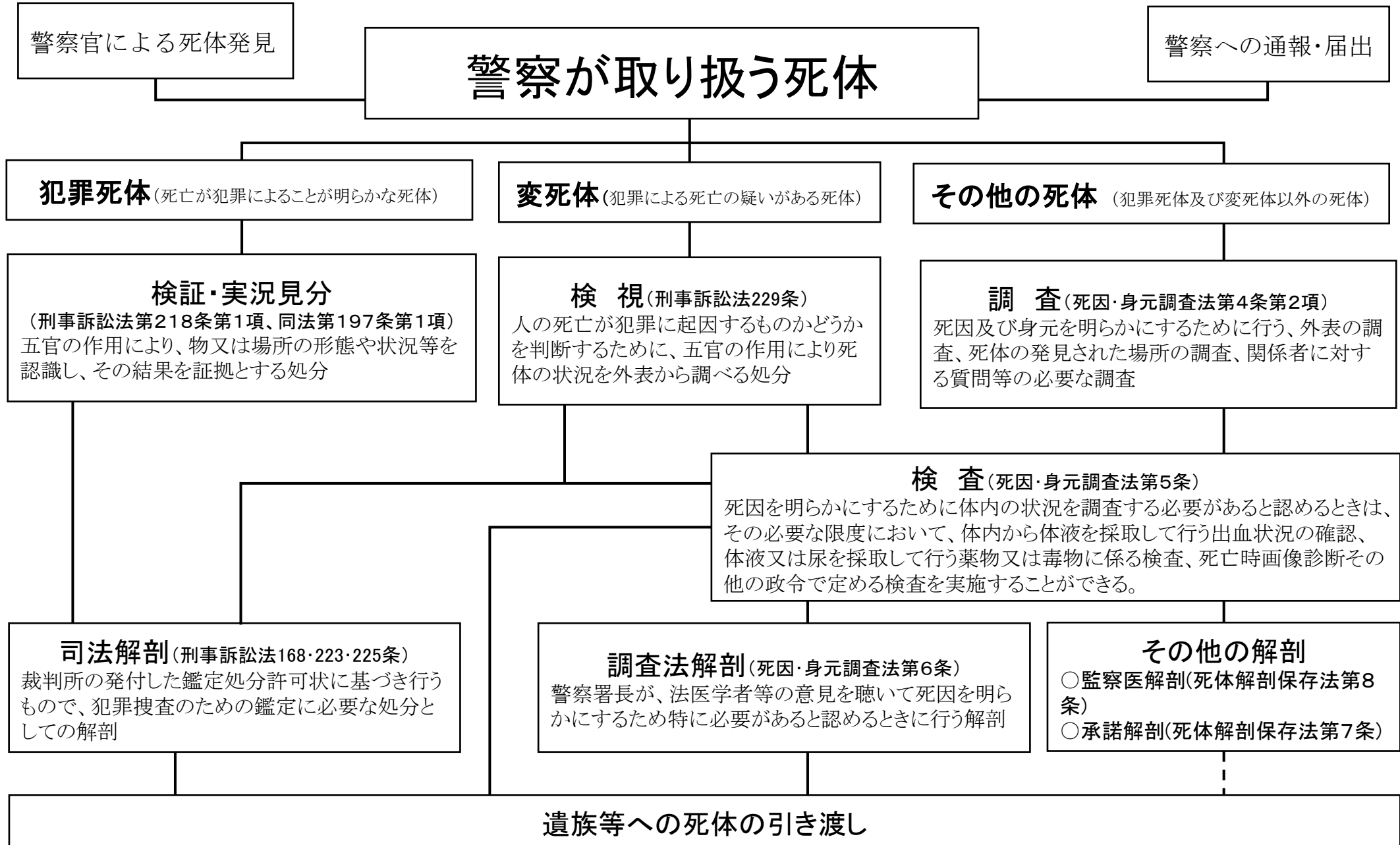


死因究明等推進計画に基づく 施策の推進状況について

令和5年7月27日

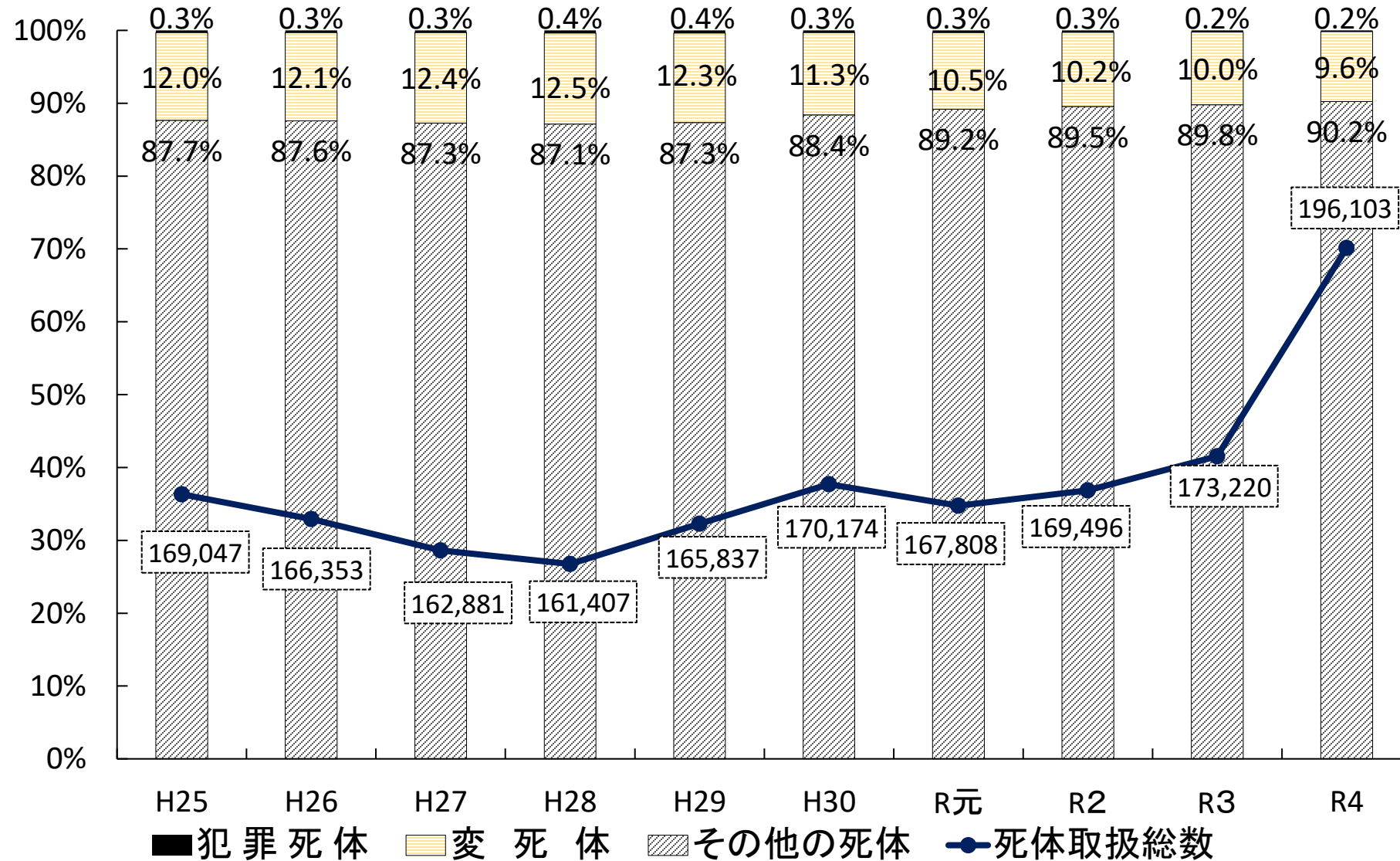
警察庁

警察における死体取扱いの流れ



警察取扱死体数等の推移(H25~R4)

- 令和4年の死体取扱数:19万6,103体
 - 統計の残存する平成10年以降で最多
- 「その他の死体」が全体のほぼ9割を占めている



死因究明等推進計画に基づく施策の進捗状況

○ 検視官、検視官補助者等に対する教育訓練

- ◆ 検視官及び検視官補助者を対象とした研修において、法医学者、歯科法医学者等による講義等を実施
- ◆ 死体取扱業務に従事する警察官等にする研修を実施

○ 効果的かつ効率的な検視官の運用

- ◆ 検視官の臨場率 平成19年:11.9% → 令和4年:76.6%
- ◆ 引き続き、積極的な現場臨場により、警察署の警察官に対する指導・助言等を推進

(映像伝送装置の活用)

- ◆ 令和5年1月からは、全都道府県警察において、映像伝送装置を活用した死体取扱業務を試行中

○ 必要な検査及び解剖の確実な実施

- ◆ 令和4年中の状況
 - 薬毒物検査:18万4,429件(警察の死体取扱数の94.0%)
 - 死亡時画像診断:1万8,429件(同9.3%)
 - 解剖:1万8,724件(同9.5%)
(内訳)司法解剖:9,016件 調査法解剖:3,273件 (参考)その他の解剖:6,435件

○ 身元確認の徹底

- ◆ 身元確認照会システムの適正かつ効果的な運用
- ◆ DNA鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備
- ◆ 大規模災害等における歯科所見情報の照会要領の策定

予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）について

第2回死因究明等推進計画検証等推進会議

令和5年7月27日

資料7

概要

予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review 以下「CDR」という。）は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。

政府の方針等

(1) 児童福祉法改正の附帯決議（衆議院）（H29.5.31）

虐待死の防止に資するよう、あらゆる子どもの死亡事例について死因を究明するチャイルド・デス・レビュー制度の導入を検討すること。

(2) 「新しい社会的養育のビジョン」骨子（H29.8.2）

CDRに関して、厚生労働科学研究（平成28～30年度）と併行し、実現のために省庁横断的に検討を進め、法的整備も含めた制度の在り方について検討を行い（平成31～32年度）、それに基づき実現を図る。

(3) 成育基本法（H30.12.8）

国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 死因究明等推進基本法（R1.6.6）

国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。

(5) 成育医療等基本方針（R3.2.9）（R5.3.22 変更）

こどもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたCDR（Child Death Review）について、予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業の実施等を通じ、その体制整備に必要な検討を進める。

(6) こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3.12.21）

こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証（チャイルド・デス・レビュー（CDR））の検討を進める。

(7) こどもの自殺対策緊急強化プラン（R5.6.2）

こどもの自殺の要因分析：警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）

CDRに関連する取組

(1) 厚生労働科学研究費補助金（健やか次世代育成総合研究事業）

H28～30「突然の説明困難な小児死亡事例に関する登録・検証システムの確立に向けた実現可能性の検証に関する研究」

H31～R3「わが国の至適なチャイルドデスレビュー制度を確立するための研究」

R4～6「子どもの死を検証し予防に活かす包括的体制を確立するための研究」

(2) 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業（令和2年度より予算事業実施）

体制整備に向けた検討材料とするため、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的実施。

(3) 予防のためのこどもの死亡検証体制整備事業（令和3年度より委託事業にて実施）

CDRモデル事業の結果に加え、既に存在する他の検証等の結果について、予防可能なこどもの死亡という観点から情報収集や広報等を行う。

予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

【令和2年度創設】

目的

- 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

(1) 推進会議

医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

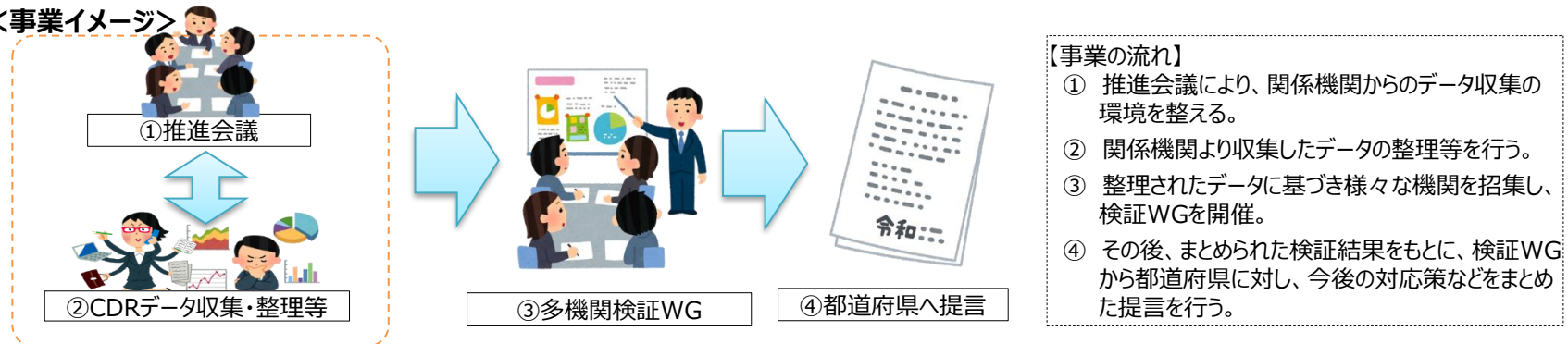
(2) 情報の収集・管理等

こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

(3) 多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国10 / 10
- ◆ 補助単価案 : 年額 12,283,020円

事業実績

- ◆ 実施自治体数（変更交付決定ベース）
令和4年度：8自治体（群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県、北海道、福島県）

都道府県CDRモデル事業 実施体制イメージ

※赤太字・番号は、主な役割と流れ

都道府県知事

事務局
(都道府県担当部局)

【構成員】

医療関係職種のを1名以上含む都道府県職員

【役割】

- 検証を行う際の寄るべき基準の策定
- 情報の取扱いに関する指針の作成
- 死亡情報の収集・調査（死亡調査票、死亡台帳の作成）
- 提言の公表 等



調査

1

- 提言作成・検証の依頼
- 情報提供への協力依頼 等

3

- 死亡情報の提供 等

地域

【構成】

医療機関、教育機関、警察 等

【役割】

- 検証・情報収集への協力
- 医療機関向けの死亡調査票基本票の作成 等



情報提供

4

- 死亡台帳の提供 等

- 提言
- 提言のフォローアップ 等

6

2

- 情報提供への協力依頼 等

【構成員】

県内の大学医学部の小児科学教室・法医学教室等に所属する小児医療・法医学等の知見を有する者や、小児救命救急医療を提供する主な病院（三次救命救急、小児救急医療拠点病院、小児集中治療室（PICU）を有する病院等）・医師会・児童相談所・教育（教育委員会等）・保育（子ども・子育て支援担当等）・警察（検視部門、生活安全部門等）・消防（救急業務担当等）・保健所等の関係機関の代表者 等

【役割】

- 各機関への情報提供の依頼
- 検証方針への助言
- 今後の方針の検討
- 死亡検証結果票、提言案の審議
- 知事への提言の発出



提言

- 死亡検証結果票の提供
- 提言案の提供 等

5

多機関検証WG

【構成員】

小児医療・法医学等の医療の専門家や、児童福祉・教育・保育・警察（検視）等の専門家 等

【役割】

- 検証対象の選定
- 検証の実施（個別検証及び概観検証）
- 死亡検証結果票の作成
- 提言案の作成



検証

推進会議

予防のためのこどもの死亡検証体制整備事業

【令和3年度創設】

目的

- こども虐待による死亡事例等の検証（こども家庭庁）や消費生活用製品に係る重大製品事故（消費者庁）等の死亡に関する検証結果について、予防可能なこどもの死亡という観点から情報収集を行うとともに、データベース化を図る。
- 国民に予防可能な死があることを認知いただくとともに、予防のためのこどもの死亡検証結果管理運営事業によりまとめられた具体的な予防策についての周知及び医療、保健、教育等の分野が連携したこどもの死の予防に取り組んでいただくよう広報啓発を行うことを目的とする。

内容

1. CDRプラットフォーム事業

(1) 情報の収集・管理

「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」において実施されたCDRの結果に加え、既に存在する虐待事例検証や製品安全に関する検証等の事故死亡に関する検証の結果について、予防可能なこどもの死亡という観点から情報収集を行う。

(2) CDRポータルサイトの運用

(1) で収集・管理した予防可能なこどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理したプラットフォームを整備し、検索をしたい際に有用なポータルサイトの運用を行う。

(3) 都道府県への技術的支援

CDRにおける検証の標準化を図るため、都道府県間の情報共有のための会議の運営を行うとともに、各都道府県に対し、検証体制整備に関する技術的助言を行う。

2. 予防可能なこどもの死亡事故に関する広報啓発事業

(1) ウェブ広告

ウェブ広告や動画サイト等のCM枠を活用して、予防可能なこどもの死亡事故についての予防策を普及・啓発する。

(2) テレビでのPR

乳幼児を抱える親が子どもと一緒にみる番組とタイアップしての予防可能なこどもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

(3) シンポジウムの開催

子どもを事故で亡くした遺族の方や、CDRに取り組みまれてきた研究者の方を集めてのシンポジウムを年に一回開催し、国民に予防可能なこどもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体 : 民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率 : 定額

予防のためのこどもの死亡検証に関する広報啓発事業

目的：ひろくCDRについて普及啓発するとともに、CDRモデル事業や、他省庁で行われた検証によって導き出された予防策についての周知。（令和4年度創設）

実施内容

特設サイト

シンポジウム

予防策の一覧

- 特設サイトには、シンポジウムの内容や、予防策の一覧の他、CDRの解説動画や「こどもの睡眠中に気をつけたいこと」「溺水事故から子どもを守る」の動画等を掲載。

- 地方公共団体は、「死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)」に基づき、死因究明等に関する施策に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、実施状況を検証・評価するための協議会を設けるよう努めるなどとされている。
- 国は、同法に基づき、「死因究明等推進計画」(令和3年6月1日閣議決定)を策定し、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)の概要

<目的> (第1条関係)

- ・ 死因究明及び身元確認に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定め、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与する

<基本理念> (第3条関係)

- ・ 死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて行われること
- ・ 死因究明により得られた知見が疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用されること
- ・ 災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明が、その被害拡大・再発防止その他適切な措置の実施に寄与すること

<地方公共団体の責務> (第5条関係)

- ・ **地方公共団体は**、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、**地域の実情に応じた施策を策定・実施**

<連携協力> (第7条関係)

- ・ 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師等は、施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図りながら協力

<基本的施策> (第10条から第18条まで関係)

- ・ 専門的知識を有する人材を確保するため、医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保
- ・ 死因究明等の実施体制の充実 等

<死因究明等推進地方協議会> (第30条関係)

- ・ **地方公共団体は**、地域の状況に応じて、**死因究明等を行う専門的な機関の整備その他施策の検討を行う**とともに、**当該施策を推進し、実施状況を検証・評価するための協議会を設ける**よう努める

死因究明等推進地方協議会の設置等について

- 死因究明等推進基本法に基づき、「死因究明等推進計画」が令和3年6月1日に閣議決定。
 - 「死因究明等推進計画」では、関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求めることとされている。
- ↓
- 令和3年6月1日付けで、厚生労働省医政局長(死因究明等推進本部事務局長)より、各都道府県知事及び市区町村長宛てに文書が発出され、法第5条の地方公共団体の責務に係る規定や、法第30条の死因究明等推進地方協議会の設置に係る規定等に基づき、同推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図っていただくよう依頼。
 - 同日付で、厚生労働省医政局長より総務省大臣官房地域力創造審議官に対し文書が発出され、関係団体及び関係者に対する周知、協力を依頼。

引き続き、法の基本理念にのっとり、地域の実情に応じた施策を策定・実施していただきますようお願いいたします!

文部科学省補助事業 基礎研究医養成活性化プログラム

地域で活躍するForensic Generalist, Specialist の育成



京都府立医科大学



滋賀医科大学



大阪医科大学

滋賀医科大学社会医学講座法医学部門 教授 一杉正仁

(1) 死因究明等(死因究明等推進協議会会長)

- ・法医解剖(年間約160体)
- ・各郡市医師会の死亡診断・死体検案講習会

(2) 被虐待者の診察・鑑定

- ・児童虐待(県の委託、児童虐待検証委員会委員)
- ・高齢者虐待(近江八幡市の委託)
- ・犯罪被害者の診察・鑑定(おうみ犯罪被害者センター副理事長)

(3) 在宅看取りの推進(在宅医療推進協議会アドバイザー)

(4) 交通事故や自殺の予防推進(自殺対策推進協議会委員)

(5) 遺族に対する心のケア(被害者支援ネットワーク理事長)

(6) 矯正医療(矯正医療アドバイザー)

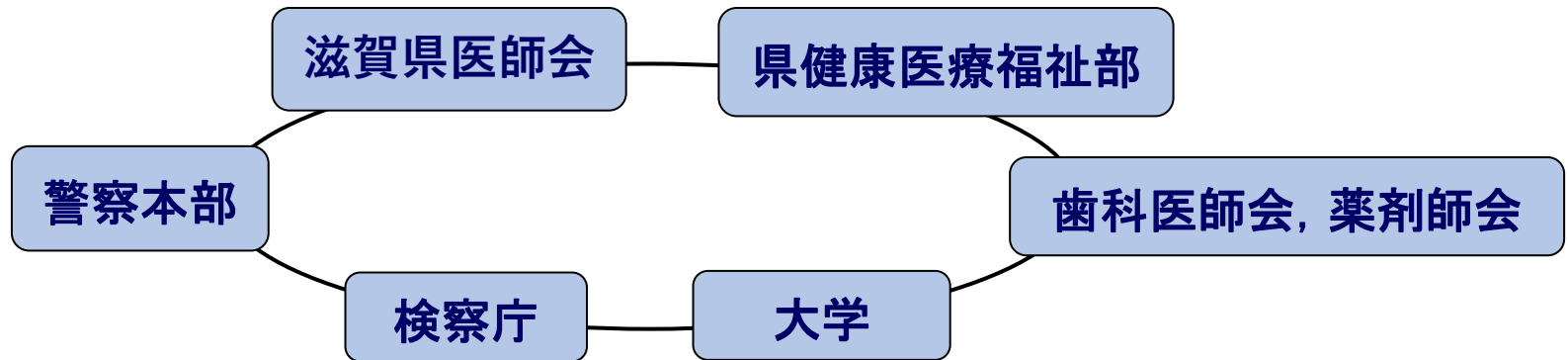
死因究明等推進協議会の発足(全国4番目、近畿1番目)

滋賀県死因究明等推進協議会

- ・ 県内の死因究明等に関する施策を協議
- ・ 死因究明等の質向上に向けた取り組み

国内で先進的との評価

内閣府死因究明等推進室
総務省行政評価局



地域における関係者のネットワークを構築

- ・ 第一次提言に基づいた継続的改良
- ・ 問題点を議論し、解決策を検討

死因究明向上県に提言

県推進協議解剖率上昇や相談窓口

滋賀医科大や県医師会、県警など9機関・団体でつくる「県死因究明等推進協議会」が15日、専門家らの意見を踏まえた報告書を三日月知事に提出した。同様

の協議会が知事に提言するのは全国初といい、死因究明にあたる死体検案を行う医師の確保と資質向上の必要性などを指摘している。高齢化で年間死亡数が増加する中、死因特定や犯罪の見逃し防止などを目的とした「死因究明等推進計画」が、2014年に閣議決定された。

協議会は、これを受けて昨年に設置され、これまでに4回の会合を開いた。

報告書では、取り組むべき重点施策として▽近畿地方で最低レベルとなっている遺体の解剖率(5.6%)の上昇▽DNAや歯といった医療情報のデータベース



報告書を手渡す一杉会長(中央、県庁で)

死因究明へ課題提言

推進協議提出 相談口設置など

犯罪や事故による死を見逃さないよう、県や県警、県医師会などによる「県死因究明等推進協議会」が15日、取り組みべき課題をまとめた提言書を三日月大



三日月大造知事に提言書を提出する一杉正仁教授(右)

各機関がこれらの施策の実現に向けて取り組む。県内では、医師不足や医師の経験不足などから死因究明のための解剖が行われないケースが多いとみられる。突然死などの異状死体に対する平成26年の解剖率は5.6%。全国平均の口

た指摘。家族に突然の死が訪れたときなど、個々の問い合わせに対応できるような相談窓口を各機関で取り組むことを提言した。この日は、協議会会長の一杉正仁・滋賀医科大医学部教授が三日月大造知事に

化▽遺族らを対象とした相談窓口の設置——など、20項目を挙げている。

協議会は来年度も活動を続け、具体的な解決策について検討を続ける。

会長を務める一杉正仁・滋賀医科大教授(法医学)から報告書を受け取った三日月知事は「全国に先駆けた提言に感謝する。医師の負担を減らすなど、様々な課題を解決していきたい」と述べた。(松久高広)

外因死遺族に対する心のケア実践システムを構築

事故・事件、自死でご家族を亡くされた方

事故・事件・自死で
ご家族を亡くされた方へ

心のケア相談窓口

連絡先



相談窓口
(滋賀医科大学社会医学講座
法医学部門内)

心のケア
(滋賀県精神保健
福祉センター)

おうみ犯罪被害者
支援センター

(平成28年度～29年度
厚生労働科学研究補助事業)

滋賀医大
事件事故遺族に相談窓口
来月開設 長期的な心のケアも

滋賀医大に4月、県内事故や事件などで亡くなった人の遺族を対象とした相談窓口がオープンする。県死因究明等推進協議会(会長も務める一杉正仁教授(法医学)が厚生労働省からの補助を受けて開設。突然家族を失い、口を噤む遺族に対し、死因をの究明に関する制度を説明したり、心のケアの専門家にならないでサポートしたい。

一杉教授によると、00人が死の疑いのした半親を死因ない県内の年間死数は約一異状死」と判断の割合が十分でない1万2000人。このされ、警察の要請で医場合、死別のショックうら事件や事故、自死師が屍体を診て死因に苦しむ遺族にさらこのほか自死で病死した死一時制などの確認心理的な負担が加わる入なども含めて約10(数)年を。じつことである。

4月に開設する相談窓口では大学の担当者が電話で対応。心のケアが必要なのは眼精保健福祉センターに取り次ぐ時、事件の被害者遺族でさまざまな支援が必要なのは眼精と連携している「おうみ犯罪被害者支援センター」を、自殺者の遺族には県自死遺族の会を介せられ紹介する。死因に疑問を待っていない。さらに詳しく知りたい人に対しては、窓口から検案を行った医師や警察に説明を促すようにする。

一杉教授は3月9日、大津市内であった県法学会の研究会で、窓口について「事件や事故などで突然家族を失った人たちの心のケアはこれまでも十分ではなかった。警察の突然の死の遺族から長期的な心のケアができるような仕組みを作りたい。今後、対症となる遺族には警察などを通じて連絡先を記した案内冊子を配布する」とい。

2017年3月31日
毎日新聞

2020年滋賀県CDR体制整備モデル事業

- ・ 死亡小票をもとに、2018～2020年における18歳未満の死者131人を調査
- ・ 医療機関における情報、死体検案・剖検結果等の情報を収集
- ・ 委員(小児科、産科、救急科、法医学、地域医師会、行政、母子保健・子育て支援の関係者、警察、検察庁)による事例検討、問題点の議論
- ・ 予防対策の立案



滋賀県知事に「予防のための提言」を含めた報告書を提出

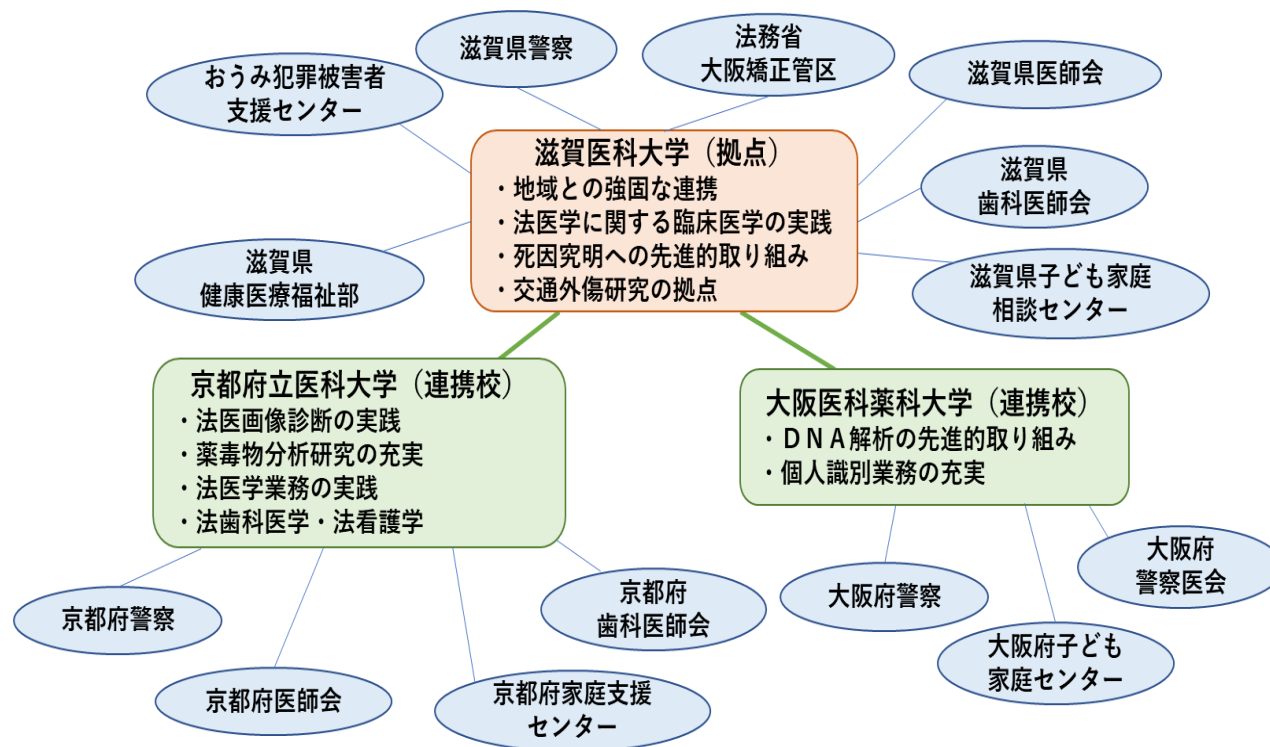


県全体で問題点を共有、
関係部署で施策に反映

モデル事業には現在も
参加中

基礎研究医養成活性化プログラム

法医学の知見・能力等を臨床医学に活用できる医師・歯科医師の養成
近隣の大学及びその所在の自治体等と連携し、教育拠点を構築



【期待される効果】

- ◆法医学の知識・技能を修得した医師・歯科医師が地域で活躍
- ◆死因究明等に関する地域の施策を円滑に推進
- ◆地域のヘルスプロモーション・セーフティプロモーションに寄与

地域で活躍するForensic Generalist, Specialist の育成

先進的・特色ある取り組みに基づく教育

外因死遺族への心のケア相談窓口（滋賀医）

性暴力被害者総合ケアワンストップ（滋賀県）

子どもの死因究明体制整備モデル事業
（厚労省→滋賀医,京府医）

戦没者慰霊事業におけるDNA鑑定
（厚労省→大阪医薬）

近畿地区の矯正医療
（法務省大阪矯正管区→滋賀医）

交通事故死者データベースによる予防対策の推進
（滋賀医）

死体検案研修会見学実習
（日本医師会→滋賀医,京府医,大阪医薬）

医師による遠隔からの死亡診断をサポートする
看護師研修（厚労省・文科省→京府医）

博士課程

法医臨床医

博士課程

法歯科医

(インテンシブコース)

Police Doctor

博士課程

法医専門医

鑑定

【法医学の知見・能力を活用できる実地医家】

- ◆ 死体検案・身元確認
- ◆ 被虐待児・高齢者の診察
- ◆ 犯罪被害者、家族の心身ケア
- ◆ 大規模災害時の医療活動
- ◆ 矯正医療

【死因究明等に関する優れた知識・技能を有する専門家】

- ◆ 法医解剖
- ◆ 法医画像診断
- ◆ 生化学・薬毒物検査
- ◆ 病理組織学的検査
- ◆ DNA解析・個人識別
- ◆ 事故再現（FEモデル）

博士課程コースとして3コースを設定

法医臨床医（Forensic Physician）養成コース

法医学に関する知見や能力を備えた臨床医を目指す。医療現場で遭遇する異状死に対して適切な死体検案ができること、被虐待児や被虐待高齢者の診察時に損傷発生機序を正確に判断できること、犯罪被害者や死者の家族などに対する適切なグリーフケアができることなどを到達目標とする。

法歯科医（Forensic Dentist）養成コース

法医学に関する知見や能力を備えた歯科医を目指す。死体の歯牙を観察し、デンタルチャートを正しく作成できること、身元確認作業が行えること、また、被虐待児や被虐待高齢者の診察を行い、歯科所見やバイトマークの有無を確認すること、顎顔面損傷発生機序を正確に判断できることなどを到達目標とする。

法医専門医（Forensic Specialist）養成コース

法医実務や鑑定を主たる業務とする法医学の専門家を目指す。法医解剖を執刀でき正しい法医鑑定ができること、法医学における幅広い知識を有すること、裁判において正しく科学的知見を述べられること、法医学に関する研究に従事できることなどを到達目標とする。

大学院博士課程コース履修状況

令和5(2023)年度 基礎研究医養成活性化プログラム 大学院在籍者

【滋賀医科大学】

| | 氏名 | 学年 | コース | 入学年月 | 備考 |
|---|----|----|---------|-------|--------|
| 1 | - | 3 | 法医臨床医養成 | R03.4 | コース変更者 |
| 2 | - | 2 | 法医臨床医養成 | R04.4 | |
| 3 | - | 2 | 法歯科医養成 | R04.4 | |
| 4 | - | 2 | 法医臨床医養成 | R04.4 | |
| 5 | - | 1 | 法医臨床医養成 | R05.4 | |
| 6 | - | 1 | 法医臨床医養成 | R05.4 | |
| 7 | - | 1 | 法医臨床医養成 | R05.4 | |
| 8 | - | 1 | 法医臨床医養成 | R05.4 | |

【京都府立医科大学】

| | 氏名 | 学年 | コース | 入学年月 | 備考 |
|---|----|----|---------|-------|--------|
| 1 | - | 4 | 法医専門医養成 | R02.4 | コース変更者 |
| 2 | - | 3 | 法歯科医養成 | R03.4 | コース変更者 |
| 3 | - | 3 | 法医専門医養成 | R03.4 | コース変更者 |
| 4 | - | 2 | 法医専門医養成 | R04.4 | |
| 5 | - | 1 | 法歯科医養成 | R05.4 | |
| 6 | - | 1 | 法歯科医養成 | R05.4 | |
| 7 | - | 1 | 法医専門医養成 | R05.4 | |

【大阪医科薬科大学】

| | 氏名 | 学年 | コース | 入学年月 | 備考 |
|---|----|----|---------|--------|----|
| 1 | - | 1 | 法医専門医養成 | R05.04 | |

大学院生への教育

- ・各大学で実務に従事しながら研究活動を行う
- ・カリキュラムの他、定期的な交流
- ・毎年研究発表会を行い3大学の審査委員による講評

実地医師・歯科医師が法医学的知識・技能を身につけて、地域の警察協力医、子ども家庭相談センターの委託医として活躍するなど、死体検案、身元確認、犯罪被害者の診察に従事できることを目的とする。

臨床法医歯学(医師)コースカリキュラム

- ①死体検案総論 ②内因性急死の診かた ③外傷死の診かた
- ④薬毒物中毒検査 ⑤グリーフケア ⑥被虐待者の診かた
- ⑦矯正医療 ⑧個人識別(DNA検査、白骨鑑定) など

臨床法医歯学(歯科医師)コースカリキュラム

- ①死体取扱い総論 ②顎顔面外傷 ③外傷死の診かた
- ④薬毒物中毒検査 ⑤大規模災害 ⑥被虐待者の診かた
- ⑦矯正医療 ⑧個人識別(DNA検査、白骨鑑定) など

臨床法医歯学(医師)コース

- ・講義 8回(10月の木曜の18時～20時に2コマずつを4日間実施)
- ・実習 2時間程度(参加者が3大学のいずれかを希望し実施)

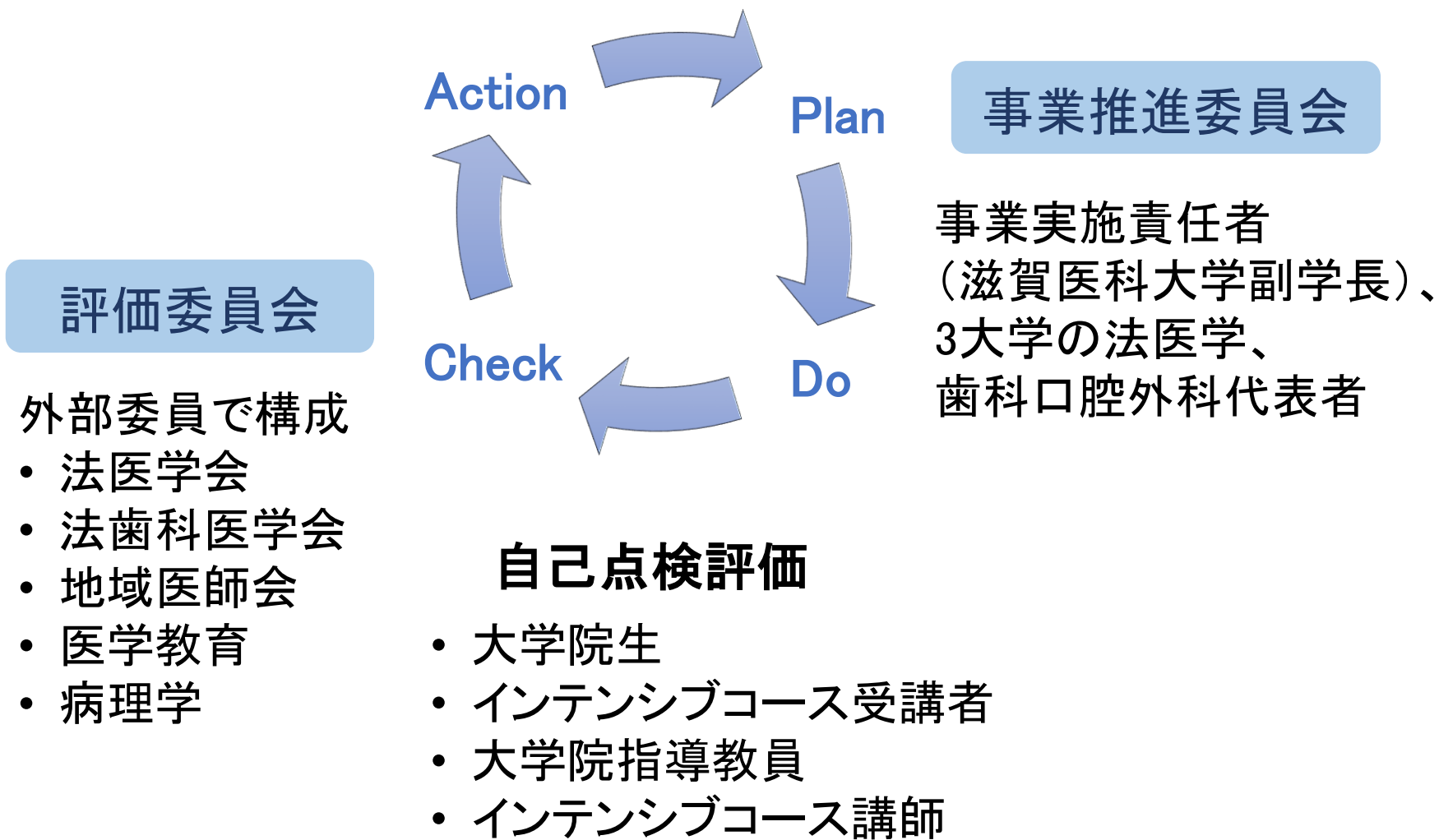
臨床法医歯学(歯科医師)コース

- ・講義 8回(11月の木曜の18時～20時に2コマずつを4日間実施)
- ・実習 2時間程度(参加者が3大学のいずれかを希望し実施)

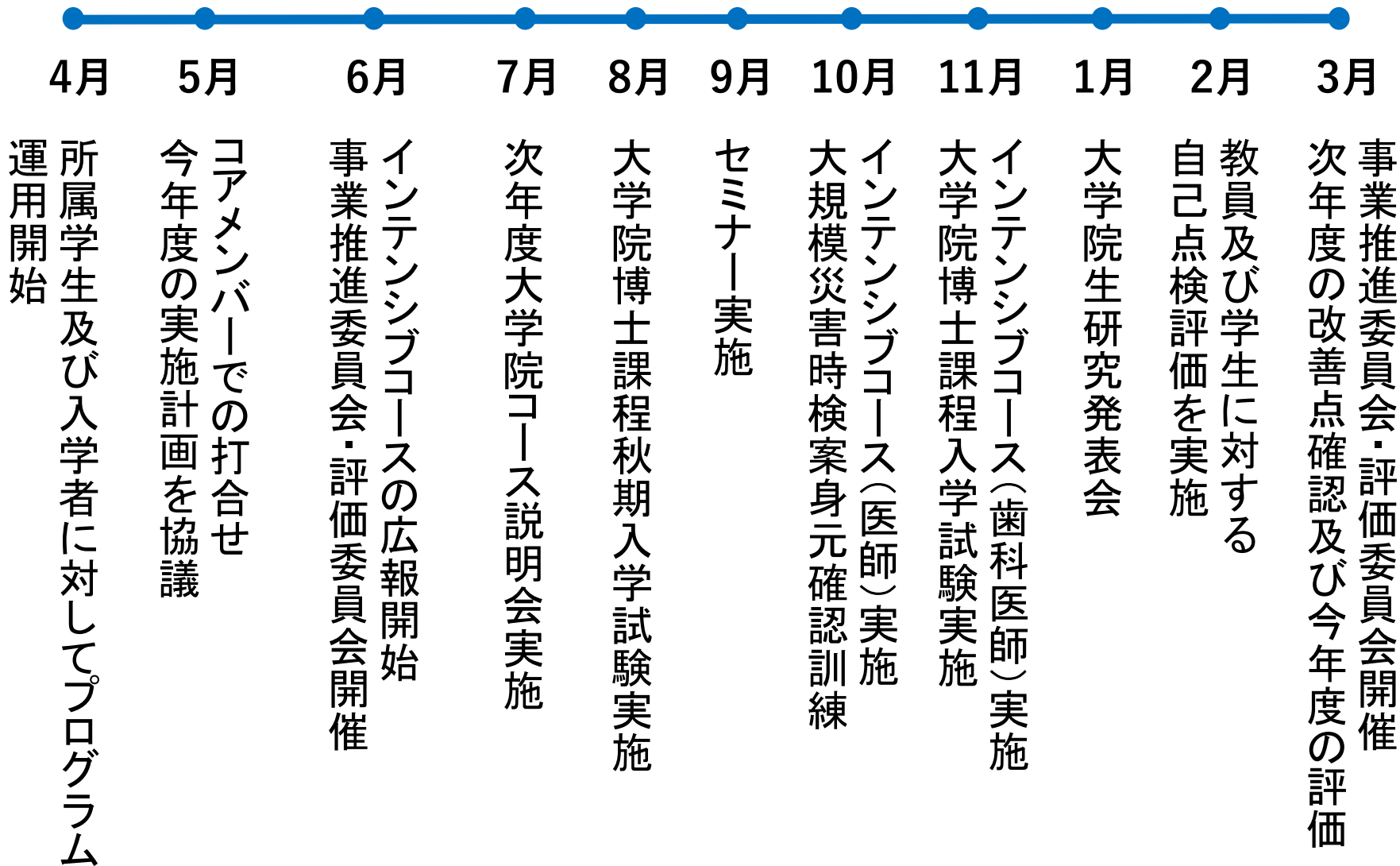
定員は50人(医師コース・歯科医師コース合わせて)

(令和4年度は、医師コース18名、歯科医師コース36名が参加)

- ・全講義、実習に参加した修了者に修了証とバッジを授与
- ・修了者に行ったアンケートの結果、好評であったことを確認



令和5年度活動予定



本プログラム修了者のキャリアパス

- 本プログラムを修了された方は、法医学に関連した業務に従事いただくことを希望する。
- 地域の医師会、警察協力医会、行政と連携し、プログラム修了者が地域で活躍できるように配慮する。

人材育成に関する問題点・課題

- 大学の定員が限られる(国立は3人)。実務・教育・研究を行うには不足。
- 多くの大学院生が入学するが、定員枠なく学外に行かざるを得ない。
- 本プログラムを通して、保健所や矯正施設でのキャリアパスを検討しているが、永続的ではない。
- 特任教員を雇用するべく継続した予算措置がない。
- 看護職の養成も今後の課題。滋賀医大では、卒前教育で「法医看護学」(必修科目)を導入。履修者がCDRに参加。

ご清聴ありがとうございました

春の近江八幡水郷めぐり



百済寺の紅葉



びわ湖大花火大会



メタセコイア並木

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の施策の方向性等

(1) 死因究明に係る人材の育成等(法第10条)

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|----------------------|--|-------|--|---|--|
| (医師、歯科医師等の育成及び資質の向上) | | | | | |
| 1 | 文部科学省において、国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育拠点整備のための取組を支援しており、法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明等に係る分野を志す者や新たに取組に参画する者を増加させ、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める。 | 文部科学省 | 文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援している。 また、令和3年度からは、同事業において、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。 その結果、令和3年度末時点で、支援する7大学が設置する11の教育コースにおいて、168名の大学院生等を受け入れている。 このほか、令和3年度は、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において積極的な法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点を整備が行われている。 | 文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援している。 また、令和3年度からは、同事業において、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。 その結果、令和4年度末時点で、支援する7大学が設置する11の教育コースにおいて、168名の大学院生等を受け入れている。 このほか、令和4年度も、前年度に引き続き、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において積極的な法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点を整備を行っている。 | 「基礎研究医養成活性化プログラム」における法医学・歯科法医学・法中毒学に強みを持つ複数の大学が連携する取組を引き続き支援する。 |
| 2 | 文部科学省において、医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラムで策定された内容の大学への周知を行う際に、本計画等を踏まえた教育内容の充実を要請することにより、卒業時まで学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図る。 | 文部科学省 | 文部科学省においては、医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラムに盛り込まれた法医学、歯科法医学、薬毒物分析等に関連する記載について、その内容を大学に周知するとともに、死因究明等推進計画の内容等を踏まえた教育内容の充実を要請している。 令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、教育内容の充実を含めた死因究明等に係る取組を要請した。 | 文部科学省においては、医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラムに盛り込まれた法医学、歯科法医学、薬毒物分析等に関連する記載について、その内容を大学に周知するとともに、死因究明等推進計画の内容等を踏まえた教育内容の充実を要請している。 令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、教育内容の充実を含めた死因究明等に係る取組を要請した。 | 令和4年度に改訂された医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラムに基づく教育が令和5年度の周知期間を経て令和6年度から着実に実施されるよう大学・病院関係者を対象とした会議において周知を図る。 |
| 3 | 厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。 また、厚生労働省において、日本医師会に委託して、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材を提供すること等により、全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。 これらの施策を通じて、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師について、上記研修を受講した者の数を増加させる。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、平成26年度以降、検案を行う医師の死体検案能力の向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会(以下「日本医師会」という。)に委託して、死体検案業務に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に、在宅死等を想定した基礎的な内容の死体検案研修会(基礎)及び大学の法医学教室等における現場実習を含む専門的な内容の死体検案研修会(上級)を実施している。 令和3年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、いずれの研修会も、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師がこれらの研修を受講することができるよう、令和2年度から死体検案研修会(基礎)の受講者の募集人員を600人に増加させ(前年度比300人増)、令和3年度からは、死体検案研修会(上級)の受講者の募集人員を300人に増加させた(前年度比150人増)。 その結果、令和3年度における死体検案研修会(基礎)の修了者数は543人、死体検案研修会(上級)の修了者数は183人であった。 | 厚生労働省においては、平成26年度以降、検案を行う医師の死体検案能力の向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会(以下「日本医師会」という。)に委託して、死体検案業務に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に、在宅死等を想定した基礎的な内容の死体検案研修会(基礎)及び大学の法医学教室等における現場実習を含む専門的な内容の死体検案研修会(上級)を実施している。 令和4年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、いずれの研修会も、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師がこれらの研修を受講することができるよう、令和3年度から死体検案研修会(上級)の受講者の募集人員を300人に増加させ(前年度比150人増)、令和4年度からは、死体検案研修会(基礎)の受講者の募集人員を1,000人に増加させた(前年度比400人増)。 その結果、令和4年度における死体検案研修会(基礎)の修了者数は505人、死体検案研修会(上級)の修了者数は84人であった。 | コロナ禍において、感染防止対策上、従前実施していた集合方式の研修会の実施が困難な中、着実に医師の死体検案能力の向上を図るため、死体検案研修会をWebサイト上でオンデマンド方式により実施するなどした結果、研修修了者が大幅に増加した。 今後も引き続き、より多くの医師が研修会を受講できるよう配慮しつつ、研修内容を充実させるとともに、集合方式とオンデマンド方式の研修のメリット、デメリットを勘案しながら、より効果的な研修方法についても検討していくことが重要であると考えられる。 |
| 4 | 厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質向上を図る。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、平成27年度以降、死因究明体制の充実や、疾病予防、健康長寿対策等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業(P59【施策番号48】参照)を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断の事例及び人口動態調査表等に記載された死因等の分析結果について検証を行う事業を実施している。 令和3年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するために構築したデータベースの運用開始に向けて、その具体的な運用要領等に関する検討を行った。 また、法医学者等の有識者を交えて、人口動態調査により集積された人の死亡に関する情報について地理的に分析を行った上、その結果得られた情報を一部の都道府県知事部局に提供し、その有効性等について検討を行った。 | 厚生労働省においては、死因究明体制の充実や、疾病予防、健康長寿対策等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された死亡時画像診断等に記載された死因等の分析結果について検証を行う事業を実施している。 令和4年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための具体的手続等について検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用した。 | 解剖や死亡時画像診断の結果を収集するためのデータベースの本格的な運用に向けて、試行的な運用で明らかになった技術的課題や、運用上の改善点について整理を進め、よりよい運用の在り方等を検討する。 |

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|-----|---|-----------|---|---|--|
| 5 | <p>警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。</p> <p>また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。</p> | 警察庁・海上保安庁 | <p>警察においては、都道府県医師会と都道府県警察との協力関係の強化や死体取扱業務の能力向上を目的として、死体の取扱いに関する合同研修会等を積極的に開催している。また、日本医師会が開催する死体検案研修会に検視官等を派遣し、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。</p> <p>令和3年度は、21都道府県警察において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等が開催され、法医学者や検視官等による最新の取扱事例や警察の死体取扱業務の状況に関する説明等の取組が行われた。</p> <p>また、日本医師会が開催する死体検案研修会(基礎)がe-ラーニング形式で行われたところ、埼玉県警察の検視官が講師となって、警察が行う検視や調査等について講義を行う動画を撮影し、提供するなどの協力を行った。</p> <p>海上保安庁においては、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、死体の取扱いに関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。</p> <p>令和3年度は、3海上保安本部において、都道府県医師会等との死体の取扱いに関する合同研修会に参加した。</p> | <p>警察においては、都道府県医師会と都道府県警察との協力関係の強化や死体取扱業務の能力向上を目的として、死体の取扱いに関する合同研修会等を積極的に開催している。また、日本医師会が開催する死体検案研修会に検視官等を派遣し、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。</p> <p>令和4年度は、29都道府県警察において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等が開催され、法医学者や検視官等による最新の取扱事例や警察の死体取扱業務の状況に関する説明等の取組が行われた。</p> <p>また、日本医師会が開催する死体検案研修会(基礎)がe-ラーニング形式で行われたところ、千葉県警察の検視官が講師となって、警察が行う検視や調査等について講義を行う動画を撮影し、提供するなどの協力を行った。</p> <p>海上保安庁においては、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、死体の取扱いに関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。</p> <p>令和4年度は、4海上保安本部において、都道府県医師会等との死体の取扱いに関する合同研修会に参加した。</p> | <p>検案する医師の資質及び能力の向上は、犯罪死の見逃し防止等にも資するものであることから、警察として、引き続き、都道府県医師会との合同研修会等を通じ、最新の死体取扱業務の状況や取扱事例の情報を積極的に提供してしていく。</p> <p>また、海上保安庁においても、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察による合同研修会等への参画機会の拡充を図るとともに、死体取扱事例の情報提供などの協力を積極的に行う。</p> |
| 6 | <p>検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。</p> <p>また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。</p> | 警察庁・海上保安庁 | <p>警察及び海上保安庁においては、検案する医師や死亡時画像を読影する医師(次頁において「検案医等」という。)の育成及び資質の向上に資することを目的として、死因・身元調査法第6条の規定に基づく解剖(以下「調査法解剖」という。)や第5条の規定に基づく死亡時画像診断等により得られた結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案医等に結果を還元するよう努めている。</p> | <p>警察及び海上保安庁においては、検案する医師や死亡時画像を読影する医師(次頁において「検案医等」という。)の育成及び資質の向上に資することを目的として、死因・身元調査法第6条の規定に基づく解剖(以下「調査法解剖」という。)や第5条の規定に基づく死亡時画像診断等により得られた結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案医等に結果を還元するよう努めている。</p> | <p>検案する医師や死亡時画像を読影する医師の資質及び能力の向上は、犯罪死の見逃し防止等にも資するものであることから、引き続き、これら医師に対し、解剖や検査等の結果を積極的に還元していく。</p> |

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|-----|---|-----------|--|--|--|
| 7 | 厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、平成23年度以降、死因究明のためCT等を使用して行う死亡時画像診断について、医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るため、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像撮影・診断に関する法令、倫理、医療安全、技術等について研修する死亡時画像診断研修会を実施している。 令和3年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師等が本研修会を受講できるよう、受講者の募集人員を医師・診療放射線技師ともに各300人に増加させた(前年度比各200人増)。 その結果、令和3年度における本研修会の修了者数は、医師が263人、診療放射線技師が263人であった。 | 厚生労働省においては、平成23年度以降、死因究明のためCT等を使用して行う死亡時画像診断について、医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るため、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像撮影・診断に関する法令、倫理、医療安全、技術等について研修する死亡時画像診断研修会を実施している。 令和4年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師等が本研修会を受講できるよう、受講者の募集人員を医師・診療放射線技師ともに各1,000人に増加させた(前年度比各700人増)。 その結果、令和4年度における本研修会の修了者数は、医師が756人、診療放射線技師が598人であった。 | コロナ禍において、感染防止対策上、従前実施していた集合方式の研修会の実施が困難な中、着実に医師や診療放射線技師の死亡時画像診断に係る能力の向上を図るため、死亡時画像診断に関する研修会をWebサイト上でオンデマンド方式により実施するなどした結果、研修修了者が大幅に増加した。 今後も引き続き、より多くの医師や診療放射線技師が研修会を受講できるよう配慮しつつ、研修内容を充実させるとともに、集合方式とオンデマンド方式の研修のメリット、デメリットを勘案しながら、より効果的な研修方法についても検討していくことが重要であると考えられる。 |
| 8 | 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。また、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、平成26年度以降、日本医師会に委託して、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等の検証を行うとともに、その結果を死亡時画像診断に関する研修資料の改善等に活用する小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を実施している。 令和3年4月1日時点で、小児死亡事例に対する死亡時画像診断の画像データ等の提供を行うなど、同事業に協力している施設は44施設あり、令和3年度は、これらの施設から、14件の小児死亡事例について死亡時画像診断の画像データ等の提供を受け、分析を行った。 また、分析結果を踏まえて、日本医師会のWebサイトに掲載している死亡時画像診断に関するe-ラーニングシステムに画像所見等を掲載し、その内容を充実させた。 | 厚生労働省においては、平成26年度以降、日本医師会に委託して、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等の検証を行うとともに、その結果を死亡時画像診断に関する研修資料の改善等に活用する小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を実施している。 令和4年4月1日時点で、小児死亡事例に対する死亡時画像診断の画像データ等の提供を行うなど、同事業に協力している施設は45施設あり、令和4年度は、これらの施設から、9件の小児死亡事例について死亡時画像診断の画像データ等の提供を受け、分析を行った。 また、分析結果を踏まえて、日本医師会に委託して実施している死亡時画像読影技術等向上診断研修会の研修資料を作成しているほか、日本医師会のWebサイトに掲載している死亡時画像診断に関するe-ラーニングシステムに画像所見等を掲載し、その内容を充実させた。 | 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証したほか、その結果を研修会の資料に活用するなどした。 その結果、より多くの事例の収集・分析が必要であること、医療機関ごとに使用する機器や撮影者のレベルに差があることなど、様々な課題が明らかとなった。 今後は、より多くの施設に対して本事業への協力を働きかけ、収集事例を増やすとともに、引き続き、それらの事例の分析や、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証するほか、その結果を研修会の資料に活用していくことが重要である。 |
| 9 | 死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上を図るため、各都道府県において開催される研修等について、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を進める。 | 警察庁 | 警察においては、死亡時画像を診断する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上に資することを目的として、各都道府県において開催される死亡時画像診断に関する研修会等に検視官等を派遣し、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を行っている。 | 警察においては、死亡時画像を診断する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上に資することを目的として、各都道府県において開催される死亡時画像診断に関する研修会等に検視官等を派遣し、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を行っている。 | 死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上は、犯罪死の見逃し防止等にも資するものであることから、警察として、引き続き、合同研修会等を通じ、最新の死体取扱業務の状況や取扱事例の情報を積極的に提供していく。 |
| 10 | 文部科学省において、日本医師会・日本歯科医師会と連携した医師・歯科医師に対する死因究明等に係る定期的な研修会の実施・協力について、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。 | 文部科学省 | 文部科学省においては、死因究明等に係る研修会の実施・協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。 令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る研修会の実施・協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。 | 文部科学省においては、死因究明等に係る研修会の実施・協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。 令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る研修会の実施・協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。 | 引き続き大学・病院関係者を対象とした会議において周知を図る。 |
| 11 | 都道府県歯科医師会と都道府県警察との合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察の身元確認業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。 また、海上保安庁において、引き続き、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。 | 警察庁・海上保安庁 | 警察においては、都道府県歯科医師会と都道府県警察との協力関係の強化や身元確認業務の能力向上を目的として、公益社団法人日本歯科医師会(以下「日本歯科医師会」という。)と協議の上策定した合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、合同研修会等を定期的に開催しており、身元確認作業の訓練や検視官等による死体取扱の状況の説明等を行っている。 令和3年度は、20都道府県警察において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等が開催され、死体からの歯科所見の採取要領等に係る訓練等が行われた。 海上保安庁においては、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、身元確認業務に関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。 令和3年度は、4海上保安本部において、都道府県歯科医師会等との身元確認業務に関する合同研修会等に参加した。 | 警察においては、都道府県歯科医師会と都道府県警察との協力関係の強化や身元確認業務の能力向上を目的として、公益社団法人日本歯科医師会(以下「日本歯科医師会」という。)と協議の上策定した合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、合同研修会等を定期的に開催しており、身元確認作業の訓練や検視官等による死体取扱の状況の説明等を行っている。 令和4年度は、36都道府県警察において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等が開催され、死体からの歯科所見の採取要領等に係る訓練等が行われた。 海上保安庁においては、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、身元確認業務に関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。 令和4年度は、7海上保安本部において、都道府県歯科医師会等との身元確認業務に関する合同研修会等に参加した。 | 身元確認を行う歯科医師の資質及び能力の向上のため、警察として、引き続き、都道府県歯科医師会との合同研修会等を通じ、最新の死体取扱業務の状況や取扱事例の情報を積極的に提供してしていく。 また、海上保安庁においても、引き続き、都道府県歯科医師会及び都道府県警察による合同研修会等への参画機会の拡充を図るとともに、死体取扱事例の情報提供などの協力を積極的に行う。 |
| 12 | 文部科学省において、医学部・歯学部・薬学部における死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例について、各大学医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、積極的に紹介する。 | 文部科学省 | 文部科学省においては、基礎研究医養成活性化プログラム(P40トピックス5参照)等により構築された大学における死因究明等に係る先進的な教育事例等について、その概要を大学に紹介している。 令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る先進的な教育事例等について紹介した。 | 文部科学省においては、基礎研究医養成活性化プログラム等により構築された大学における死因究明等に係る先進的な教育事例等について、その概要を大学に紹介している。 令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る先進的な教育事例等について紹介した。 | 引き続き大学・病院関係者を対象とした会議において周知を図る。 |
| 13 | 文部科学省において、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、法や本計画等を通じ、各大学医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、周知を図る。 | 文部科学省 | 文部科学省においては、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。 令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知を含めた死因究明等に係る取組を要請した。 | 文部科学省においては、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。 令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知を含めた死因究明等に係る取組を要請した。 | 引き続き大学・病院関係者を対象とした会議において周知を図る。 |

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|--------------------|---|-----------|---|--|--|
| (警察等の職員の育成及び資質の向上) | | | | | |
| 14 | 警察において、死体取扱業務に専従する検視官及び検視官補助者に対する研修のほか死体取扱業務に従事する全ての警察官に対し、各階級に応じた教養を実施しているところ、これらの教養がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実を図る。 | 警察庁 | 警察においては、毎年度、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止することを目的として、死体取扱業務に従事する警察官に対する教育訓練を行っており、警察庁においては、死体取扱業務の専門家である検視官及び検視官補助者に対し、法医学者、歯科法医学者等による講義等を実施している。 また、これらの研修がより効果的なものになるよう、特定非営利活動法人日本法医学会(以下「日本法医学会」という。)と協議を行うなどして、既存の講義内容の見直しを含め、内容の充実を図っている。 このほか、各都道府県警察においては、死体取扱業務に従事する警察官や一般の警察官に対して、死体取扱業務に関する研修を実施している。 | 警察においては、毎年度、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止することを目的として、死体取扱業務に従事する警察官に対する教育訓練を行っており、警察庁においては、死体取扱業務の専門家である検視官及び検視官補助者に対し、法医学者、歯科法医学者等による講義等を実施している。 また、これらの研修がより効果的なものになるよう、特定非営利活動法人日本法医学会(以下「日本法医学会」という。)と協議を行うなどして、既存の講義内容の見直しを含め、内容の充実を図っている。 このほか、各都道府県警察においては、死体取扱業務に従事する警察官や一般の警察官に対して、死体取扱業務に関する研修を実施している。 | 適正な死体取扱業務を推進するため、引き続き、検視官及び検視官補助者はもとより、死体取扱業務に従事する全ての警察官を対象とした教育訓練を実施するとともに、その内容について、日本法医学会と協議するなどして、必要な見直しを行い、その充実を図っていく。 |
| 15 | 警察庁において、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図るため、全国会議等における事例発表や効果的な執務資料の作成・配布等を通じて、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図る。 | 警察庁 | 警察庁においては、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図ることを目的として、検視官等を対象とした全国会議を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図っている。 | 警察庁においては、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図ることを目的として、検視官等を対象とした全国会議を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図っている。 | 適正な死体取扱業務を推進するため、引き続き、全国会議等を通じ、死体取扱業務に従事する警察官に対し、最新の死体取扱業務の状況や取扱事例の情報を共有していく。 |
| 16 | 海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図る。 | 海上保安庁 | 海上保安庁においては、海上保安官を大学の法医学教室に一定期間派遣し、大学の教授等の指導の下で解剖への立会い等に従事させることを通じて、法医学に関する高度な知識・技能を習得させる研修(以下「法医学研修」という。)を実施している。 令和3年度は、16大学の法医学教室に17名の海上保安官を派遣した。 | 海上保安庁においては、海上保安官を大学の法医学教室に一定期間派遣し、大学の教授等の指導の下で解剖への立会い等に従事させることを通じて、法医学に関する高度な知識・技能を習得させる研修(以下「法医学研修」という。)を実施している。 令和4年度は、16大学の法医学教室に17名の海上保安官を派遣した。 | 法医学研修修了者は、検視業務や他の海上保安官への死体取扱いに関する教養・訓練など死体取扱業務の中心的役割を担っており、需要ある部署から配置させるとともに、引き続き、各受入れ先の協力を得て法医学研修を受講させ人材育成を図る。 |
| 17 | 海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事する海上保安官の知識・技能の維持・向上のための研修を実施しているところ、引き続き、その内容の充実を図る。 | 海上保安庁 | 海上保安庁においては、海上保安官に、鑑識業務や死体取扱業務に必要な知識・技能を修得させるとともに、これら業務に係る指導者を養成するため、実習を中心とした専門的な研修(以下「鑑識上級研修」という。)を実施するとともに、法医学等に係る検定を実施している。 また、鑑識上級研修を修了し、検定に合格した者であっても、研修修了後、相当期間が経過した者については、その知識・技能の維持・向上を図るための研修を受講させることとしている。 このほか、海上保安官を、都道府県警察が主催する鑑識業務や死体取扱業務に関する研修に参加させたり、管区海上保安本部に法医学者を講師として迎え、死体取扱業務に関する講義を受講したりするなど、多様な研修機会を通じて、海上保安官の鑑識業務や死体取扱業務に係る知識・技能の維持・向上を図っている。 | 海上保安庁においては、海上保安官に、鑑識業務や死体取扱業務に必要な知識・技能を修得させるとともに、これら業務に係る指導者を養成するため、実習を中心とした専門的な研修を実施するとともに、法医学等に係る検定を実施している。 また、同研修を修了し、検定に合格した者であっても、研修修了後、相当期間が経過した者については、その知識・技能の維持・向上を図るための研修を受講させることとしている。 このほか、海上保安官を、都道府県警察が主催する鑑識業務や死体取扱業務に関する研修に参加させたり、管区海上保安本部に法医学者を講師として迎え、死体取扱業務に関する講義を受講したりするなど、多様な研修機会を通じて、海上保安官の鑑識業務や死体取扱業務に係る知識・技能の維持・向上を図っている。 | 庁内、他機関による多様な研修機会を通じて死体取扱業務に関し高度な知識・技能を有する海上保安官の育成・フォローアップを行い死体取扱業務に従事する海上保安官の知識・技能の維持・向上を図る。 |
| 18 | 警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。 また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。 (再掲) 5 参照 | 警察庁・海上保安庁 | | | |
| 19 | 都道府県歯科医師会と都道府県警察との合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察の身元確認業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。 また、海上保安庁において、引き続き、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。 (再掲) 11 参照 | 警察庁・海上保安庁 | | | |

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(2) 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備(法第11条)

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|-----|---|-------|--|--|--|
| 20 | <p>文部科学省において、国公私立大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める。</p> | 文部科学省 | <p>文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公私立大学の取組に対して必要な経費を支援するとともに、令和3年度から、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医・臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。</p> <p>このほか、令和4年度も前年度に引き続き、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備を行っている。こうした取組の結果、令和4年5月1日時点で、19大学において死因究明等に係る教育及び研究の拠点として、死因究明センターやAiセンターなど死因究明等に関連するセンターが設置されている。</p> | <p>文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公私立大学の取組に対して必要な経費を支援するとともに、令和3年度から、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医・臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。</p> <p>このほか、令和4年度も前年度に引き続き、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備を行っている。</p> <p>こうした取組の結果、令和4年5月1日時点で、19大学において死因究明等に係る教育及び研究の拠点として、死因究明センターやAiセンターなど死因究明等に関連するセンターが設置されている。</p> | <p>「基礎研究医養成活性化プログラム」における法医学・歯科法医学・法中毒学に強みを持つ複数の大学が連携する取組を引き続き支援する。</p> |

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(3) 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備(法第12条)

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|-----|---|-------|--|--|---|
| 21 | 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求める。 なお、このような体制整備の前提として、解剖等を担う法医学者等の人材が不足している地方公共団体にあっては、地域の死因究明等に係る関係者で協議し、人材確保を検討することが必要である。例えば、都道府県医師会と協議して検案体制を整えることや、地域医療対策協議会において地域枠医師等の活用についての検討を行うこと等も考えられる。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、令和3年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、死因究明に係る取組に対して財政的支援を行う同省の各種事業の活用を促すとともに、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求めた。 また、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月に作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアルにおいても、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題の一つとして、「死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築」を掲げ、その実現に向けた考え方等を示した。 | 厚生労働省においては、令和4年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、死因究明に係る取組に対して財政的支援を行う同省の各種事業の活用を促すとともに、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求めた。 また、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月に作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアルにおいても、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題の一つとして、「死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築」を掲げ、その実現に向けた考え方等を示している。 | 都道府県に対して、各種会議や新たに作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアルを通じて、死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備を求めているが、財政負担などの課題がある。 今後は、人材確保方策、財政負担の在り方も含め、いかにして当該体制を整備していくか、都道府県に対して事例を掲示するなどして検討を支援していくことも重要であると考えられる。 |
| 22 | 厚生労働省において、死因究明等推進地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを令和3年度中に策定する。また、当該マニュアルを通じて、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画の策定を求め、地域の状況に応じた実効性のある施策の実施とその検証・評価、改善のサイクルの形成を促す。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、地方協議会の設置を促すとともに、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月、死因究明等推進地方協議会運営マニュアル(以下「マニュアル」という。)を策定し、各都道府県に配布した。 マニュアルでは、地方協議会を設置する際の具体的な手順、地方協議会における取組事例、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題、死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ等を示しており、今後も、マニュアルの活用を促すなどして、地方公共団体における死因究明等の推進に向けた取組の活性化を図っていくこととしている。 | 厚生労働省においては、地方協議会の設置を促すとともに、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月、死因究明等推進地方協議会運営マニュアル(以下「マニュアル」という。)を策定し、各都道府県に配布した。 マニュアルは、地方協議会を設置する際の具体的な手順、地方協議会における取組事例、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題、死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ等を示したものである。 令和4年度は、地方協議会に積極的に参加し、都道府県においてマニュアルを参考にしながら地域の状況に応じた実効性のある施策を検討・実施するよう促した。 | 各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを令和3年度中に策定・周知し、現在までに全ての都道府県において死因究明等推進地方協議会が設置された。 引き続き、死因究明等推進地方協議会における議論を活性化し、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画の策定など、必要な施策形成を促進するため、マニュアルの活用などを周知していく必要があると考えられる。 |
| 23 | 厚生労働省において、死因究明等に関する各地方公共団体の実態を把握し、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、令和3年度から定期的に、関係省庁の協力を得ながら、地方公共団体の負担を考慮しつつ、施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査を行う。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、死因究明等の実務の主体となる機関等の実態を把握し、施策を効果的に推進するとともに、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、令和4年1月、関係省庁の協力を得て、大学等の法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安庁等における死因究明等に係る体制や死体取扱状況等に関する調査を開始した。 今後、同調査の結果を踏まえて、国における死因究明等の推進に向けた検討を行うとともに、各都道府県と調査結果を共有し、地方協議会等における死因究明等の推進に向けた議論の活性化を促すこととしている。 | 厚生労働省においては、死因究明等の実務の主体となる機関等の実態を把握し、施策を効果的に推進するとともに、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、関係省庁の協力を得て、大学等の法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安庁等における死因究明等に係る体制や死体取扱状況等に関する調査を実施している。 今後、同調査の結果を踏まえて、国における死因究明等の推進に向けた検討を行うとともに、各都道府県における死因究明等の推進に向けた議論の活性化を促すこととしている。 | 関係機関の協力を得て、死因究明等の実績、体制に関する基礎的なデータを収集・把握するとともに、都道府県に対して、都道府県ごとの死因究明等の体制等に関する資料を共有し、都道府県における死因究明等の推進に向けた検討を促した。 今後は、施策に関する定量的な目標の設定・見直しを行うため、必要に応じて調査項目を見直ししながら、定期的に調査を継続していくことが重要であると考えられる。 |
| 24 | 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度当初予算において、新規事業として死因究明拠点整備モデル事業(検案・解剖拠点モデル事業)の実施に要する経費(48百万円の内数)を盛り込んだ。 検案・解剖拠点モデル事業は、都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や解剖を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。 今後、同事業を推進するとともに、その成果や課題を踏まえつつ、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。 | 厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度から、死因究明拠点整備モデル事業(検案・解剖拠点モデル事業)を実施している。 検案・解剖拠点モデル事業は、都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や解剖を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。 令和4年度は、4府県で同モデル事業を実施しているところ、引き続き、同事業を推進し、その成果や課題を踏まえつつ、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。 | 各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、死因究明拠点整備モデル事業を実施した。今後は、全国的に体制整備が進むよう、モデル事業の成果を横展開するとともに、継続的に体制が維持できるよう、国の支援のみに頼らない体制の検討・整備を促すための方策を検討することが重要であると考えられる。 |

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|-----|---|--------------------------------------|---|---|---|
| 25 | 厚生労働省において、地方公共団体に対し、死因究明等推進地方協議会を設置した上で、その地域の状況に応じて、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求める。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」(令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知。以下「計画策定通知」という。)により、各都道府県知事及び各市町村長に対して、政府において死因究明等推進計画が閣議決定されたことを通知するとともに、基本法第5条の地方公共団体の責務に係る規定、基本法第30条の地方協議会の設置に係る規定等に基づき、死因究明等推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図るよう求めた。 また、令和3年度中に開催された各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、地方協議会の設置・活用を進め、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求めた。 その結果、令和3年度中に3県において新たに地方協議会が開催され、令和4年3月末時点で、地方協議会が開催されたのは43都道府県となった。 | 厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」(令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知。以下「計画策定通知」という。)により、各都道府県知事及び各市町村長に対して、政府において死因究明等推進計画が閣議決定されたことを通知するとともに、基本法第5条の地方公共団体の責務に係る規定、基本法第30条の地方協議会の設置に係る規定等に基づき、死因究明等推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図るよう求めている。 また、令和4年度中に開催された各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、地方協議会の設置・活用を進め、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求めた。 その結果、令和4年度中に4県において新たに地方協議会が設置・開催され、令和4年度末時点で、全都道府県において地方協議会が設置・開催された。 | 通知文や各種会議を通じて、都道府県に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用を促した結果、現在までに全ての都道府県において死因究明等推進地方協議会が設置された。 今後は、各死因究明等地方協議会において、地域の状況を踏まえつつ死因究明等の推進に向けた議論が深められるよう、その積極的な開催を促すとともに、国として必要な協力を行っていくことが重要であると考えられる。 |
| 26 | 関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。 | 厚生労働省・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・海上保安庁・こども家庭庁 | 厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」(令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知)により、警察庁刑事局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、法務省刑事局長、文部科学省高等教育局長、海上保安庁海上保安監、公益社団法人日本医師会長及び公益社団法人日本歯科医師会長に対して、各都道府県知事及び各市町村長に宛てて計画策定通知を发出したことを通知するとともに、本件について、その趣旨の了解並びに管下の関係団体及び関係者に対する周知及び協力を依頼した。 厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省及び海上保安庁においては、関係機関・団体に対して、文書の发出や会議、研修等での指示等を通じて、地方協議会の設置・活用に向けた協力等を求めている。 | 厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」(令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知)により、警察庁刑事局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、法務省刑事局長、文部科学省高等教育局長、海上保安庁海上保安監、公益社団法人日本医師会長及び公益社団法人日本歯科医師会長に対して、各都道府県知事及び各市町村長に宛てて計画策定通知を发出したことを通知するとともに、本件について、その趣旨の了解並びに管下の関係団体及び関係者に対する周知及び協力を依頼している。 厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省及び海上保安庁においては、関係機関・団体に対して、文書の发出や会議、研修等での指示等を通じて、地方協議会の設置・活用に向けた協力等を求めている。 | 関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向けた協力等を求め、現在までに全ての都道府県において死因究明等推進地方協議会が設置された。 引き続き、関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進地方協議会の活用に向けた協力を行うよう働き掛けていくことが重要であると考えられる。 |
| 27 | 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における検案体制の構築を推進するため、日本医師会による、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。 | 厚生労働省・警察庁・文部科学省・海上保安庁 | 警察においては、大規模災害等の発生時における医師の検視・調査の立会いや検案に係る体制を構築することを目的として、平成27年7月に警察庁及び日本医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定」に基づき、日本医師会や都道府県医師会が主催する研修会等に検視官等を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。 厚生労働省及び警察庁においては、令和3年7月、日本医師会の主催により開催された都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会に職員を参加させ、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死因究明等推進計画の内容や警察における検視等の体制について説明するとともに、今後の死因究明等の推進に向けた連携等に関し、協力を依頼した。 文部科学省においては、令和3年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、警察等の検視・調査への立会いや検案を行う医師のネットワーク強化に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。 | 警察においては、大規模災害等の発生時における医師の検視・調査の立会いや検案に係る体制を構築することを目的として、平成27年7月に警察庁及び日本医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定」に基づき、日本医師会や都道府県医師会が主催する研修会等に検視官等を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。 厚生労働省及び警察庁においては、日本医師会が主催する都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会等の会議の開催時には、職員を派遣し、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死因究明等推進計画の内容や警察における検視等の体制について説明するとともに、今後の死因究明等の推進に向けた連携等に関し、協力を依頼している。 文部科学省においては、令和4年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、警察等の検視・調査への立会いや検案を行う医師のネットワーク強化に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。 | 関係省庁において、日本医師会や都道府県医師会が主催する会議や研修会に職員を派遣するなどして、検案を行う医師の技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行っている。 引き続き、様々な機会を捉えて、こうした協力をしていくことが重要であると考えられる。 |
| 28 | 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。 | 厚生労働省・警察庁・文部科学省・海上保安庁 | 厚生労働省においては、平成30年度以降、災害発生時に関係機関・団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の育成等を目的とした研修の開催に要する経費を補助する災害歯科保健医療チーム養成支援事業を実施しており、同研修の内容には、災害時の歯科所見による身元確認についても含まれている。 警察においては、大規模災害等の発生時における身元確認業務の体制を構築することを目的として、平成26年11月に警察庁及び日本歯科医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本歯科医師会との協力に関する協定」に基づき、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。 警察及び海上保安庁においては、日本歯科医師会が主催している警察歯科医会全国大会の開催時には、職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどして協力関係の強化を図っている。 文部科学省においては、令和3年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。 | 厚生労働省においては、平成30年度以降、災害発生時に関係機関・団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の育成等を目的とした研修の開催に要する経費を補助する災害歯科保健医療チーム養成支援事業を実施しており、同研修の内容には、災害時の歯科所見による身元確認についても含まれている。 警察においては、大規模災害等の発生時における身元確認業務の体制を構築することを目的として、平成26年11月に警察庁及び日本歯科医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本歯科医師会との協力に関する協定」に基づき、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。 警察及び海上保安庁においては、日本歯科医師会が主催している警察歯科医会全国大会の開催時には、職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどして協力関係の強化を図っている。 文部科学省においては、令和4年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。 | 関係省庁において、日本歯科医師会や都道府県歯科医師会が主催する会議や研修会に職員を派遣するなどして、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力をしている。 引き続き、様々な機会を捉えて、こうした協力をしていくことが重要であると考えられる。 |

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実(法第13条)

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|-----|--|-----------|--|---|--|
| 29 | 今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、警察庁において、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像等を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができる映像伝送装置の整備・活用に努める。 | 警察庁 | 警察においては、今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、警察署捜査員が現場の映像等を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができる映像伝送装置の整備・活用に努めている。 | 警察においては、今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、警察署捜査員が現場の映像等を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができる映像伝送装置の整備・活用に努めている。 令和5年1月からは、都道府県警察において、映像伝送装置を活用して、検視官が現場臨場の要否や優先順位を判断するなどの取組を試行している。 | 令和5年1月から全国的に実施している試行結果も踏まえつつ、現行の死体取扱業務の合理化・高度化を図るとともに、将来的な業務負担の増大にも対応可能な体制を確立していく。 |
| 30 | 警察庁において、司法解剖及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。)に基づく解剖の実施状況を踏まえるとともに、日本法医学会と調整しながら、同解剖の委託経費に関する必要な見直しを行う。 | 警察庁 | 警察においては、毎年、刑事訴訟法第168条等の規定に基づく解剖(以下「司法解剖」という。)や調査法解剖の実施状況を踏まえながら、日本法医学会とも調整を行い、翌年度の解剖の委託経費について必要な見直しを行っている。 こうした見直しを踏まえ、令和4年度当初予算では、司法解剖に要する経費(2,221百万円)及び調査法解剖に要する経費(270百万円)を盛り込んだ。 | 警察においては、毎年、刑事訴訟法第168条等の規定に基づく解剖(以下「司法解剖」という。)や調査法解剖の実施状況を踏まえながら、日本法医学会とも調整を行い、翌年度の解剖の委託経費について必要な見直しを行っている。 こうした見直しを踏まえ、令和5年度当初予算では、司法解剖に要する経費(2,297百万円)及び調査法解剖に要する経費(289百万円)を盛り込んだ。 | 警察として必要な解剖を確実に実施できるよう、日本法医学会とも調整しつつ、引き続き、必要な予算を措置するなどしていく。 |
| 31 | 警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。 | 警察庁 | 警察においては、死体取扱業務において必要がある場合も含めて、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を行うことで、その体制の整備を図っている。 各都道府県警察の科学捜査研究所におけるこれら分析機器等の整備状況を踏まえ、令和3年度補正予算では、薬毒物の分析機器の更新に要する経費(202百万円)を、令和4年度当初予算では、鑑定用標準品の整備に要する経費(3百万円)を盛り込んだ。 | 警察においては、死体取扱業務において必要がある場合も含めて、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を行うことで、その体制の整備を図っている。 各都道府県警察の科学捜査研究所におけるこれら分析機器等の整備状況を踏まえ、令和4年度補正予算(第2号)では、薬毒物の分析機器の更新に要する経費(421百万円)を、令和5年度当初予算では、鑑定用標準品の整備に要する経費(3百万円)を盛り込んだ。 | 警察として、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、引き続き、科学捜査研究所の体制整備を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。 |
| 32 | 警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行う。 | 警察庁 | 死因・身元調査法第5条の規定に基づく検査は、原則として、医師の協力を得て行われることから、警察においては、同検査を適切に実施するためにも、都道府県医師会等との合同研修会等を開催するなどして、検視や死体調査に立ち会う医師との連携を強化するよう努めている。 令和3年中に警察が取り扱った死体17万3,220体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは16万2,959体(94.1%)であった。 | 死因・身元調査法第5条の規定に基づく検査は、原則として、医師の協力を得て行われることから、警察においては、同検査を適切に実施するためにも、都道府県医師会等との合同研修会等を開催するなどして、検視や死体調査に立ち会う医師との連携を強化するよう努めている。 令和4年中に警察が取り扱った死体19万6,103体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは18万4,429体(94.0%)であった。 | 警察として必要な検査を確実に実施できるよう、引き続き、都道府県医師会等との連携の強化等を図っていく。 |
| 33 | 警察等において、死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係を強化・構築することにより、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実な死亡時画像診断の実施を図る。 | 警察庁・海上保安庁 | 警察及び海上保安庁においては、取り扱った死体について、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施できるよう、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の強化・構築に努めている。 警察庁においては、令和3年7月、日本医師会の主催により開催された都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会において、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死亡時画像診断の実施に協力を得られる病院等の確保について協力を依頼した。 なお、令和3年4月1日現在、都道府県警察において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は1,502機関、海上保安部等において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は255機関となっている。 また、令和3年中に警察が取り扱った死体17万3,220体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは1万6,534体(9.5%)、令和3年中に海上保安庁が取り扱った死体276体のうち、同条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは74体(26.8%)であった。 | 警察及び海上保安庁においては、取り扱った死体について、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施できるよう、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の強化・構築に努めている。 なお、令和4年4月1日現在、都道府県警察において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は1,455機関、海上保安部等において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は259機関となっている。 また、令和4年中に警察が取り扱った死体19万6,103体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは1万8,249体(9.3%)、令和4年中に海上保安庁が取り扱った死体355体のうち、同条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは77体(21.6%)であった。 | 必要な死亡時画像診断を確実に実施できるよう、引き続き、関係機関との協力関係の強化及び構築を図っていく。 |

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|-----|---|-------|---|---|---|
| 34 | 警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築したところ、当該システムを適正かつ効果的に運用する。 | 警察庁 | 警察においては、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築し、以降、その適正かつ効果的な運用を図っている。 身元確認照会システムへの各情報の適切な登録、積極的な活用等により身元確認業務を推進したところ、令和3年中の身元不明死体の身元確認件数は191件であった。 なお、令和3年12月31日現在、DNA型データベースに登録している身元不明死体のDNA型記録は7,084件、特異行方不明者等のDNA型記録は7,619件であり、令和3年中に、DNA型データベースに登録された身元不明死体のDNA型記録が身元確認の端緒となった件数は69件であった。 | 警察においては、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築し、以降、その適正かつ効果的な運用を図っている。 身元確認照会システムへの各情報の適切な登録、積極的な活用等により身元確認業務を推進したところ、令和4年中の身元不明死体の身元確認件数は155件であった。 なお、令和4年12月31日現在、DNA型データベースに登録している身元不明死体のDNA型記録は7,465件、特異行方不明者等のDNA型記録は7,987件であり、令和4年中に、DNA型データベースに登録された身元不明死体のDNA型記録が身元確認の端緒となった件数は74件であった。 | 警察として、引き続き、構築した「身元確認照会システム」を適正かつ効果的に運用していく。 |
| 35 | 警察において、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。 | 警察庁 | 警察においては、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう、各都道府県警察の科学捜査研究所の鑑定体制の整備を図っている。 令和4年度当初予算では、DNA型鑑定資機材の整備状況等を踏まえて、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に要する経費(3,385百万円)を盛り込んだ。 | 警察においては、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう、各都道府県警察の科学捜査研究所の鑑定体制の整備を図っている。 令和5年度当初予算では、DNA型鑑定資機材の整備状況等を踏まえて、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に要する経費(3,369百万円)を盛り込んだ。 | 警察として、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう、引き続き鑑定体制の整備等を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。 |
| 36 | 海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を引き続き整備し、検視等の実施体制の充実を図る。 | 海上保安庁 | 海上保安庁においては、全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等が多い部署を中心に、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする鑑識官の増員を行うなどして、検視等の実施体制の充実を図っている。 なお、鑑識官の配置に当たっては、鑑識上級研修等を修了して検定に合格した者であり、かつ、法医学研修を修了したものの配置に努めている。 令和3年度は、海上保安部署3部署に鑑識官を増員しており、令和3年4月1日現在、全国の海上保安部署148部署のうち、78部署に鑑識官を配置している。 | 海上保安庁においては、全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等が多い部署を中心に、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする鑑識官の増員を行うなどして、検視等の実施体制の充実を図っている。 なお、鑑識官の配置に当たっては、鑑識上級研修等を修了して検定に合格した者であり、かつ、法医学研修を修了したものの配置に努めている。 令和4年度は、海上保安部署8部署に鑑識官を増員しており、令和4年4月1日現在、全国の海上保安部署148部署のうち、86部署に鑑識官を配置している。 | 死体取扱件数が多い大規模海上保安部署を中心に順次鑑識官を整備し、海上保安(監)部にあつては全71部署への整備が完了した。今後、小規模部署への鑑識官の整備を推進して死因究明等の実施体制の充実を図る。 |
| 37 | 海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図る。 (再掲) 16参照 | 海上保安庁 | | | |
| 38 | 海上保安庁において、引き続き、死体取扱業務に必要な資器材等の整備を図る。 | 海上保安庁 | 海上保安庁においては、海上保安部署に、検視室、遺体保存用冷蔵庫等の死体取扱業務に必要な資器材等の整備を図っている。 令和3年度は、海上保安部署3部署に検視室及び遺体保存用冷蔵庫を整備するなどしており、令和4年3月31日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、84部署に検視室が、83部署に遺体保存用冷蔵庫が整備されている。 | 海上保安庁においては、海上保安部署に、検視室、遺体保存用冷蔵庫等の死体取扱業務に必要な資器材等の整備を図っている。 令和4年度は、海上保安部署2部署に検視室及び遺体保存用冷蔵庫を整備するなどしており、令和5年3月31日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、86部署に検視室が、84部署に遺体保存用冷蔵庫が整備されている。 | 死体取扱が多い海上保安部署から順次検視室、遺体保存用冷蔵庫等の整備を推進して死因究明等の実施体制の充実を図る。 |
| 39 | 海上保安庁において、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するため、引き続き、都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の強化・構築を図る。 | 海上保安庁 | 海上保安庁においては、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するためには、検案を行う医師や大学の法医学教室等の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長を対象とした 会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。 | 海上保安庁においては、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するためには、検案を行う医師や大学の法医学教室等の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長を対象とした 会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。 | 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を徹底しているところ、同検査は、都道府県医師会、法医学教室等の協力が必要不可欠であるため、地方協議会や都道府県医師会、法医学教室等による研修会等への参加を通じて死因究明の推進に係る協力関係の強化・構築を図っていく。 |

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|-----|---|-------|--|--|--|
| 40 | 海上保安庁において、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を実施する必要があると認めるときは、それらを確実に実施できるよう、引き続き、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築を図る。 | 海上保安庁 | <p>海上保安庁においては、身元不明死体の身元確認を行う際に、遺伝子構造の検査を実施するには大学の法医学教室又は都道府県警察の協力が、歯牙の調査を実施するには歯科医師の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県歯科医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。</p> <p>なお、令和3年中に海上保安庁が取り扱った死体276体のうち、遺伝子構造の検査が行われたものは25体(9%)、歯牙の調査が行われたものは17体(6%)であった。</p> | <p>海上保安庁においては、身元不明死体の身元確認を行う際に、遺伝子構造の検査を実施するには大学の法医学教室又は都道府県警察の協力が、歯牙の調査を実施するには歯科医師の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県歯科医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。</p> <p>なお、令和4年中に海上保安庁が取り扱った死体355体のうち、遺伝子構造の検査が行われたものは29体(8%)、歯牙の調査が行われたものは32体(9%)であった。</p> | 身元確認を行う際は、法医学教室、都道府県警察、都道府県歯科医師の協力を得ることが必要不可欠であるため、引き続き、関係機関・団体との協力関係の強化・構築を図っていく。 |

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実(法第14条)

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|--------------|--|-----------------------|------------------------|-------------|---------------------|
| (検案の実施体制の充実) | | | | | |
| 41 | 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における検案体制の構築を推進するため、日本医師会による、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。 (再掲) 27参照 | 厚生労働省・警察庁・文部科学省・海上保安庁 | | | |
| 42 | 厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。 また、厚生労働省において、日本医師会に委託して、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材を提供すること等により、全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。 これらの施策を通じて、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師について、上記研修を受講した者の数を増加させる。 (再掲) 3参照 | 厚生労働省 | | | |
| 43 | 厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質向上を図る。 (再掲) 4参照 | 厚生労働省 | | | |
| 44 | 厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。 (再掲) 7参照 | 厚生労働省 | | | |
| 45 | 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。 (再掲) 24参照 | 厚生労働省 | | | |

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|-----|---|-----------|--|---|--|
| 46 | 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。また、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。 (再掲)8参照 | 厚生労働省 | | | |
| 47 | 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。 また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。 (再掲)6参照 | 警察庁・海上保安庁 | | | |
| 48 | 厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、平成22年度以降、都道府県における死因究明の体制づくりを推進することを目的として、都道府県知事が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業を実施している。 令和3年度は、解剖が行われない死体について感染症等の検査を行う場合もその費用を補助できるよう、補助対象を拡充した。また、35都道府県から、都道府県知事が必要と判断した解剖や死亡時画像診断等の検査又は地方協議会の開催に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。 | 厚生労働省においては、平成22年度以降、都道府県における死因究明の体制づくりを推進することを目的として、都道府県知事が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業を実施している。 令和4年度は、事業の活用をより広く促すため、令和3年度まで都道府県に限定していた事業の実施主体を拡大した。また、37都道府県から、都道府県知事が必要と判断した解剖や死亡時画像診断等の検査又は地方協議会の開催に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。 | 都道府県における死因究明の体制づくりを推進することを目的として、都道府県知事が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業については、事業主体の拡大や補助対象の拡充を行うとともに予算額を増額したほか、その活用について周知を図っており、その結果、補助金の交付決定を行った都道府県の数が増加した。 今後は、必要に応じて事業の内容を見直ししながら、引き続き、事業の活用を促していくことが重要であると考えられる。 |
| 49 | 厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について、引き続き研究を行うとともに、研究成果をとりまとめ、地方公共団体へ還元する。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について検討を行っている。 令和3年度は、検案料支払い基準を人件費、旅費、検案費用に分類して積算する方法について検証が行われた。今後、検案に携わる医師等の関係者の意見を聞きながら更なる検討が加えられる予定である。 | 厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について検討を行っている。 令和4年度は、警察業務に協力または検案の現場を担う医師を対象として調査を行った。 | 検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について、研究を行い、具体的な積算方法として、検案料支払い基準を人件費、旅費、検案費用に分類して積算する方法を示すなどした上で、ヒアリングを行うなどした。今年度も引き続き研究を行い、今後、研究成果について、地方協議会における議論など地域の死因究明の取組を推進する際の参考となるよう、地方公共団体に周知していく予定である。 |
| 50 | 厚生労働省において、死因等に関する情報を正確に把握し、効果的に施策に反映することができるよう、死亡診断書(死体検案書)の様式等について必要な見直しを行うとともに、死亡診断書(死体検案書)の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、死亡診断書等の様式や電子的交付について検討を行っている。 令和3年度は、死亡診断書等の電子的交付について、法的・技術的課題を整理するとともに、その実証実験に向けた検討が行われたほか、死亡診断書等の様式について、その改善と情報の利活用について検討が行われた。 このほか、同年度は、厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)により、「死亡診断書の電子的交付を推進する基盤整備に係る研究」を推進しており、その中で、医療機関と市区町村の間で利用されている既存の文書交換システムを利用して、死亡診断書をオンラインで提出する仕組みの実証研究が行われた。 厚生労働省においては、これらの研究を踏まえつつ、関係省庁と連携して、死亡診断書等の電子的交付について検討を進めている。 | 厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、死亡診断書等の様式や電子的交付について検討を行っている。 令和3年度は、厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)により、「死亡診断書の電子的交付を推進する基盤整備に係る研究」を推進しており、その中で、医療機関と市区町村の間で利用されている既存の文書交換システムを利用して、死亡診断書をオンラインで提出する仕組みの実証研究が行われた。 令和4年度は、死亡診断書等を電子的に自治体へ提出する枠組みを検討し、技術上・運用上の課題とともに整理を行った。 厚生労働省においては、これらの研究を踏まえつつ、関係省庁と連携して、死亡診断書等の電子的交付について検討を進めている。 | 死亡診断書(死体検案書)の電子的交付について、実証実験を行うなどして、電子化の実現に向けた課題など方向性を整理した。 一方で、現在、政府全体のデジタル化の取組が進められており、死亡診断書等の様式や電子的交付については、これら全体的なデジタル化の取組と一体的に検討する必要がある。 |

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|---------------|---|-------|--|--|---|
| 51 | 厚生労働省において、死体検案が専門的科学的知見に基づき適正に実施されるよう、引き続き、死体検案に従事する一般臨床医等が、死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談することができる体制を全国的に運用し、その普及啓発を図る。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、平成30年度以降、一般臨床医等が検案業務に当たった的確な判断を行えるよう、日本医師会に委託して、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っている。 令和2年度までは、一部の地域を対象にするなど試行的な運用を行っていたが、令和3年度から、全国的な運用を開始しており、地方協議会等の場において、同事業の普及啓発を図っている。 | 厚生労働省においては、平成30年度以降、一般臨床医等が検案業務に当たった的確な判断を行えるよう、日本医師会に委託して、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っている。 令和2年度までは、一部の地域を対象にするなど試行的な運用を行っていたが、令和3年度以降、全国的な運用を開始しており、地方協議会等の場において、同事業の普及啓発を図っている。 | 令和3年度から、死体検案相談事業の全国的な運用を開始した。引き続き、様々な機会を通じて当該事業の普及啓発を進めるなど、死体検案に従事する一般臨床医からの相談体制を充実させていくことが重要であると考えられる。 |
| 52 | 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。 | 文部科学省 | 文部科学省においては、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学に要請している。 令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。 | 文部科学省においては、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学に要請している。 令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。 | 大学医学部・歯学部関係者が集まる会議における周知を継続することで実施体制の充実に促す。 |
| (解剖等の実施体制の充実) | | | | | |
| 53 | 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。 (再掲) 24参照 | 厚生労働省 | | | |
| 54 | 厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査等を行うための施設・設備を整備する費用を支援する。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、平成22年以降、死因究明体制の推進を図ることを目的として、死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する死亡時画像診断システム等整備事業を実施している。 令和3年度は、1県から、感染症対策が施された解剖台の設置に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。 | 厚生労働省においては、平成22年以降、死因究明体制の推進を図ることを目的として、死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する死亡時画像診断システム等整備事業を実施している。 令和4年度は、日本法医学会等を通じて同事業の更なる周知、活用を図った。 その結果、6府県から、CT画像診断装置の購入に要する経費等に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。 | 死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する死亡時画像診断システム等整備事業については、補助上限を増額したほか、その活用について周知を図っており、その結果、補助金の交付決定を行った都道府県が増加した。 今後は、必要に応じて事業の内容を見直しながら、引き続き、事業の活用を促していくことが重要であると考えられる。 |

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|-----|---|-------|------------------------|-------------|---------------------|
| 55 | 厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。 (再掲)48参照 | 厚生労働省 | | | |
| 56 | 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。 (再掲)52参照 | 文部科学省 | | | |

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(6) 死因究明のための死体の科学調査の活用(法第15条)

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|------------------|---|-------|---|---|---|
| (薬物及び毒物に係る検査の活用) | | | | | |
| 57 | 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。 (再掲) 24参照 | 厚生労働省 | | | |
| 58 | 厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査等を行うための施設・設備を整備する費用を支援する。 (再掲) 54参照 | 厚生労働省 | | | |
| 59 | 厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。 (再掲) 48参照 | 厚生労働省 | | | |
| 60 | 厚生労働省において、死因究明に係る薬毒物検査における標準品の必要性や、必要とされる標準品が整備される方策について検討を行い、一定の方向性を明らかにする。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度予算において、新規事業として死因究明拠点整備モデル事業(薬毒物検査拠点モデル事業)の実施に要する経費(48百万円の内数)を盛り込んだ。 薬毒物検査拠点モデル事業は、大学の法医学教室や検案を行う医師等が連携し、公衆衛生の観点から薬毒物検査を実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。 今後、同事業を推進するとともに、その成果や課題を踏まえつつ、薬毒物検査における標準品の必要性等を含め、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。 | 厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度から、死因究明拠点整備モデル事業(薬毒物検査拠点モデル事業)を実施している。 薬毒物検査拠点モデル事業は、大学の法医学教室や検案を行う医師等が連携し、公衆衛生の観点から薬毒物検査を実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。 令和4年度は1大学で同モデル事業を実施しているところ、引き続き、同事業を推進し、その成果や課題を踏まえつつ、薬毒物検査における標準品の必要性等を含め、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。 | 死因究明拠点整備モデル事業(薬毒物検査拠点モデル事業)の結果等を踏まえ、薬毒物検査における標準品の必要性や、必要とされる標準品の整備について検討を行い、モデル事業における事例を参考に、主に必要となる標準品の例示をとりまとめていくことを検討する。 これらの標準品も含め、必要な死因究明等が推進されるよう、引き続き、異状死死因究明等支援事業などを通じて、必要な支援を行うことが重要である。 |
| 61 | 警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備を図る。また、必要に応じて法医学教室等の機関とも連携を図る。 (再掲) 31参照 | 警察庁 | | | |
| 62 | 警察において、簡易検査キットを用いた予試験の徹底、複数の簡易薬物検査キットの活用等薬毒物検査の充実を図るとともに、現場の状況等から必要があると認めるときは、科学捜査研究所において、本格的な定性検査を実施しているところ、引き続き、必要と認められる場合に、必要な定性検査の確実な実施を図る。 | 警察庁 | 警察が死体の取扱いに際して実施する薬毒物検査には、死体取扱現場で行われる簡易検査と科学捜査研究所等で行われる本格的な定性検査がある。警察においては、死体取扱現場において、薬物及び毒物を検知することができる簡易薬毒物検査キットを用いた予試験を徹底することや、複数の簡易薬毒物検査キットを活用するなど薬毒物検査の充実を図るとともに、必要があると認めるときは、科学捜査研究所等において、分析機器による本格的な定性検査を実施している。 令和3年中に警察が取り扱った死体17万3,220体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは16万2,959体(94.1%)であり、科学捜査研究所等において分析機器による検査が行われたものは9,478体(5.5%)であった。 | 警察が死体の取扱いに際して実施する薬毒物検査には、死体取扱現場で行われる簡易検査と科学捜査研究所等で行われる本格的な定性検査がある。警察においては、死体取扱現場において、薬物及び毒物を検知することができる簡易薬毒物検査キットを用いた予試験を徹底することや、複数の簡易薬毒物検査キットを活用するなど薬毒物検査の充実を図るとともに、必要があると認めるときは、科学捜査研究所等において、分析機器による本格的な定性検査を実施している。 令和4年中に警察が取り扱った死体19万6,103体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは18万4,429体(94.0%)であり、科学捜査研究所等において分析機器による検査が行われたものは8,611体(4.4%)であった。 | 警察として必要な薬毒物検査を確実に実施できるよう、引き続き、必要な資機材を整備及び活用していく。 |

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|-----|---|-------|--|--|---|
| 63 | 警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行う。 (再掲)32参照 | 警察庁 | | | |
| 64 | 海上保安庁において、簡易検査キットを用いた薬物検査を実施しているところ、引き続き、必要があると認めるときは確実に薬毒物に係る定性検査の実施を図る。 | 海上保安庁 | 海上保安庁においては、死体の取扱いに際して、死体から採取した体液又は尿中の薬毒物の有無を確認するため、簡易検査キットを用いた薬毒物検査を積極的に実施しているほか、必要があると認めるときは、都道府県警察又は大学の法医学教室に囑託し、薬毒物に係る定性検査を実施している。 令和3年中に海上保安庁が取り扱った死体276体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づき薬毒物検査が行われたものは53体(19.2%)であり、このうち、都道府県警察又は大学の法医学教室に囑託して、分析機器による検査が行われたものはなかった。 | 海上保安庁においては、死体の取扱いに際して、死体から採取した体液又は尿中の薬毒物の有無を確認するため、簡易検査キットを用いた薬毒物検査を積極的に実施しているほか、必要があると認めるときは、都道府県警察又は大学の法医学教室に囑託し、薬毒物に係る定性検査を実施している。 令和4年中に海上保安庁が取り扱った死体355体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づき薬毒物検査が行われたものは45体(12.7%)であり、このうち、都道府県警察又は大学の法医学教室に囑託して、分析機器による検査が行われたものはなかった。 | 簡易検査キットによる予試験の実施や都道府県警察又は法医学教室に囑託して実施する本格的な定性検査について、引き続き、それぞれ必要と認められる際に検査を徹底していく。 |
| 65 | 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。 (再掲)52参照 | 文部科学省 | | | |

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|--------------|---|-----------|------------------------|-------------|---------------------|
| (死亡時画像診断の活用) | | | | | |
| 66 | 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。 (再掲) 24参照 | 厚生労働省 | | | |
| 67 | 厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査等を行うための施設・設備を整備する費用を支援する。 (再掲) 54参照 | 厚生労働省 | | | |
| 68 | 厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。 (再掲) 48参照 | 厚生労働省 | | | |
| 69 | 厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。 (再掲) 7参照 | 厚生労働省 | | | |
| 70 | 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。また、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。 (再掲) 8参照 | 厚生労働省 | | | |
| 71 | 警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行う。 (再掲) 32参照 | 警察庁 | | | |
| 72 | 警察等において、死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係を強化・構築することにより、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実な死亡時画像診断の実施を図る。 (再掲) 33参照 | 警察庁・海上保安庁 | | | |

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|-----|--|-------|------------------------|-------------|---------------------|
| 73 | <p>文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。 (再掲) 52参照</p> | 文部科学省 | | | |

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(7) 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備(法第16条)

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|-----|---|-----------------------|---|---|--|
| 74 | 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。 (再掲)28参照 | 厚生労働省・警察庁・文部科学省・海上保安庁 | | | |
| 75 | 警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築したところ、当該システムを適正かつ効果的に運用する。 (再掲)34参照 | 警察庁 | | | |
| 76 | 警察において、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。 (再掲)35参照 | 警察庁 | | | |
| 77 | 警察庁において、大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照合が可能となるよう、日本歯科医師会と必要な調整を図り、歯科医師に対する照会要領を定めるなど、平素から所要の準備を進める。 | 警察庁 | 警察においては、身元不明死体の歯科所見を端緒とした身元確認に資するため、都道府県歯科医師会と連携して、歯科所見情報の照会要領を定めるなど、所要の準備を行っている。 | 警察においては、身元不明死体の歯科所見を端緒とした身元確認に資するため、都道府県歯科医師会と連携して、歯科所見情報の照会要領を定めるなど、所要の準備を行っている。 | 警察庁及び日本歯科医師会との間で、「歯科医師に対する照会要領」は既に策定済みであることを踏まえ、本施策については、施策番号28(歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力)の一環として行っていく。 |
| 78 | 厚生労働省において、歯科医療機関が保有する歯科診療情報を身元確認へ活用するための大規模データベースの構築に向けて、「口腔診査情報標準コード仕様」により標準化した口腔診査情報を効率的・効果的に収集するための方策について、関係法令との整合性を図りつつ個人情報等の取扱いも含めて検討するとともに、電子カルテ等への「口腔診査情報標準コード仕様」の実装を推進するため、全国の歯科医療関係者に周知を行うなど、標準化された歯科診療情報を収集・活用するための整備を図る。また、電子カルテ等に保存されている口腔診査情報以外の歯科診療情報の活用の可能性についても検討を行う。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、歯科情報による身元確認作業の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様(歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。)の作成を開始し、令和3年3月、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用したほか、歯科医療関係者を対象とした研修会を開催するなどして、標準コード仕様の周知等を行っている。 また、令和3年度は、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向けて、歯科情報の利活用推進事業において、レセプトデータから作成した標準コード仕様による個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理した。 引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。 | 厚生労働省においては、歯科情報による身元確認作業の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様(歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。)の作成を開始し、令和3年3月、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用した。令和3年度は、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向け、歯科情報の利活用推進事業において、レセプトデータから作成した標準コード仕様による個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理した。 令和4年度は、歯科医療機関に対して、現状のレセプト提出方法やデジタルレントゲン装置の導入状況等についてのアンケート調査を実施し、身元確認データベースの構築・運用に向けた課題の抽出及び整理を行った。また、歯科情報を活用した身元確認データベースの構築、運用には、データの提供者となる歯科医療機関等の理解等が重要であることから、歯科医療機関等職員を対象に研修を開催し、歯科診療情報の標準化の意義や必要性等の普及・啓発を行った。 引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。 | 今後は、データ収集の方法、個人情報の取扱いの整理や必要な制度の整備等、データベースの構築に向けて、具体的な検討を進めるとともに、歯科診療情報の標準化の意義や必要性等の普及・啓も引き続き実施していく。 |
| 79 | 海上保安庁において、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を実施する必要があると認めるときは、それらを確実に実施できるよう、引き続き、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築を図る。 (再掲)40参照 | 海上保安庁 | | | |

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(8) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進(法第17条)

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|--------------------|---|-----------|--|---|---|
| (死因究明により得られた情報の活用) | | | | | |
| 80 | 警察等において、死因・身元調査法に基づき、明らかになった死因がその後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報する。 | 警察庁・海上保安庁 | 警察及び海上保安庁においては、死因・身元調査法第9条の規定に基づき、同法第4条第2項の規定による調査、同法第5条第1項の規定による検査又は同法第6条第1項の規定による解剖により明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するよう努めている。 令和3年中の、警察における同法第9条の規定に基づく通報件数は1,497件であり、海上保安庁における同条の規定に基づく通報はなかった。 | 警察及び海上保安庁においては、死因・身元調査法第9条の規定に基づき、同法第4条第2項の規定による調査、同法第5条第1項の規定による検査又は同法第6条第1項の規定による解剖により明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報している。 令和4年中の、警察における同法第9条の規定に基づく通報件数は2,045件であり、海上保安庁における同条の規定に基づく通報はなかった。 | 死因身元調査法第9条の規定に基づき、引き続き、必要な通報を確実に実施していく。 |
| 81 | 厚生労働省において、関係法令との整合性を図りつつ、解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースを構築し、異状死死因究明支援事業等を通じてその登録件数を拡大する。また、製品事故等の社会的問題を発見した場合には、関係行政機関への速やかな連絡を行う。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、平成27年度以降、死因究明体制の充実や疾病予防、健康長寿対策等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業(P59【施策番号48】参照)を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報の分析・検証を行う事業を行っている。 令和3年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するために構築した解剖・死亡時画像診断全国データベースシステムについて、これを利用することが想定される大学の法医学教室や県の知事部局等の意見を聞きながら、その具体的な運用要領等に関する検討を行った。 | 令和4年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための具体的手続等について検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用した。 | 解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースの運用・登録を試行的に開始したところ、登録件数の増加を図るとともに、より幅広い活用可能な運用の可能性についての検討を進めていく。 |
| 82 | 厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質向上を図る。 (再掲)4参照 | 厚生労働省 | | | |
| 83 | 警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。 また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。 (再掲)5参照 | 警察庁・海上保安庁 | | | |
| 84 | 死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上を図るため、各都道府県において開催される研修等について、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を進める。 (再掲)9参照 | 警察庁 | | | |
| 85 | 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。 また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。 (再掲)6参照 | 警察庁・海上保安庁 | | | |

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|-----|---|--------------------------------------|--|---|--|
| 86 | 厚生労働省において、死因等に関する情報を正確に把握し、効果的に施策に反映することができるよう、死亡診断書(死体検案書)の様式等について必要な見直しを行うとともに、死亡診断書(死体検案書)の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。(再掲)50参照 | 厚生労働省 | | | |
| 87 | 厚生労働省において、予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)の実施体制の整備について試行的に実施しているところ、死亡検証により得られた子どもの死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の在り方について検討を行い、一定の方向性を明らかにする。 | 厚生労働省・内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・海上保安庁・子ども家庭庁 | <p>予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。))は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするものである。</p> <p>厚生労働省においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)や基本法が施行されたことを踏まえ、内閣府、警察庁、法務省及び文部科学省と連携しつつ、令和2年度に7府県(群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県及び高知県)でCDR体制整備モデル事業を開始した。令和3年度は2道県(北海道及び福島県)で新たに同事業を開始しており、令和4年3月末現在、これら9道府県で試行的にCDRの実施体制を整備している。</p> <p>今後、同事業を推進するとともに、事業の結果を踏まえて、CDRの体制整備に向けた検討を進めていくこととしている。</p> | <p>予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。))は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするものである。</p> <p>厚生労働省においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)や基本法が施行されたことを踏まえ、内閣府、警察庁、法務省及び文部科学省と連携しつつ、令和2年度より、CDRの体制整備に向けた検討を進めるため、一部の都道府県を実施主体としてCDR体制整備モデル事業を開始した。また、CDRの推進に当たっては、CDRそのものについての国民の理解が重要であることから、令和4年度には、新たに広報啓発事業として、CDRの意義、取組等を紹介するシンポジウムを開催するとともに、厚生労働省ウェブサイトにも、子どもの命を守るための予防策の一覧や動画等を掲載した特設サイトを開設した。</p> <p>なお、令和5年4月、上記事業については、厚生労働省から子ども家庭庁に移管されているが、今後も引き続き同事業の推進及びCDRの体制整備等に向けた検討を進めていくこととしている。</p> | <p>予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)体制整備モデル事業について、同事業から得られた体制整備に関する課題を検討し、その結果を反映させながら推進する。あわせて、同事業における好事例の横展開やCDRに関する普及啓発を図る。こうした取組を通じて、関係法令の趣旨、CDRの必要性・重要性を踏まえ、関係省庁と十分連携しつつ、対応の在り方について検討し、CDRの体制整備に必要な検討を進めていく。</p> |
| 88 | 厚生労働省において、地方公共団体による虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に資するよう、医療機関及び法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報を共有することについて周知を図る。 | 子ども家庭庁 | <p>厚生労働省においては、虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の地方公共団体による分析に資するよう、医療機関や大学の法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報が共有されるよう、その具体的な方法等について警察庁及び法務省と協議を行った。</p> <p>今後、その協議結果を踏まえつつ、虐待による児童の死亡事案の情報共有について、関係機関・団体への周知を図ることとしている。</p> | <p>厚生労働省においては、虐待により子どもが心身に著しく重大な被害を受けた事例の地方公共団体による分析に資するよう、医療機関や大学の法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報が共有されるよう、その具体的な方法等について警察庁及び法務省と協議を行い、令和4年4月に関係機関・団体へ通知を發出して、その周知を行った。</p> <p>また、児童相談所と医療機関や大学の法医学教室等との連携については、令和4年6月の児童福祉法(昭和23年法律第164号)の改正により、都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置等に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学(大学の学部を含む。)、児童福祉施設、当該措置に係る子どもが在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとされ、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないことと規定された。児童相談所長等が協力を求めることができる関係機関として、「医学に関する大学(大学の学部を含む。)」が規定されたことで、法医学教室等が、児童虐待対応において児童相談所と連携する機関であることが法令上明確にされた。これにより、児童相談所が法医学教室等に対し、児童虐待が疑われる子どもが外傷を負うに至った原因や経緯及び重症度等に関する意見を求めることや、子どもを法医学教室等に同行させることが可能な場合には、全身の診察により児童相談所が把握している傷のほか外傷があるか等についても意見を求めること等を実施することが可能となっている。令和6年4月に施行される当該児童福祉法の改正内容とその趣旨については、令和4年8月に関係機関・団体へ通知して、連携の一層の強化を図っている。</p> | <p>児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)により、児童相談所長等が協力を求めることができる関係機関として、「医学に関する大学(大学の学部を含む。)」が規定されたことで、法医学教室等が、児童虐待対応において児童相談所と連携する機関であることが法令上明確にされた。同改正法の令和6年4月の施行に向け、関係機関に対し改正の内容を周知すべく準備を進めている。</p> |

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 |
|------------------------------|---|---------------|---|--|--|
| (死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進) | | | | | |
| 89 | 司法解剖等の犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第47条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努める。 | 警察庁・法務省・海上保安庁 | 警察、検察庁及び海上保安庁においては、犯罪死体等の犯罪捜査の手続が行われた死体について、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配慮しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うよう努めている。 | 警察、検察庁及び海上保安庁においては、犯罪死体等の犯罪捜査の手続が行われた死体について、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配慮しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うよう努めている。 | 遺族等の心情に配慮しつつ、引き続き丁寧な説明に努めていく。 |
| 90 | 犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなど丁寧な説明に努める。 | 警察庁・海上保安庁 | 警察及び海上保安庁においては、犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつ、死因・身元調査法第10条の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなどして丁寧な説明に努めている。 また、死体の調査、解剖等に関する手続等を記載したパンフレットを作成・活用するなどして、遺族等の心情に配慮した適切な対応に努めている。 | 警察及び海上保安庁においては、犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつ、死因・身元調査法第10条の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなどして丁寧な説明に努めている。 また、死体の調査、解剖等に関する手続等を記載したパンフレットを作成・活用するなどして、遺族等の心情に配慮した適切な対応に努めている。 | 遺族等の心情に配慮しつつ、引き続き丁寧な説明に努めていく。 |
| 91 | 解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努める。 | 警察庁・海上保安庁 | 警察及び海上保安庁においては、遺族等への死因等の説明に際して、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を踏まえた対応に努めている。 | 警察及び海上保安庁においては、遺族等への死因等の説明に際して、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を踏まえた対応に努めている。 | 遺族等の心情に配慮しつつ、医師等と連携しながら、引き続き丁寧な説明に努めていく。 |
| 92 | 遺族等からの要望があった場合には、死亡診断書(死体検案書)の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきであることを、死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルに記載しているところ、日本医師会等を通じてその旨を周知する。 | 厚生労働省 | 厚生労働省においては、医師が死亡診断書(死体検案書)を作成するに当たっての留意事項等をまとめた死亡診断書(死体検案書)記入マニュアル(注6)を発行しており、その中で、遺族等からの要望があった場合、死亡診断書(死体検案書)の内容について遺族へできるだけ丁寧に説明を行うことなどについて記載し、その周知を図っている。 令和3年度は、地方協議会や日本医師会主催の都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会等を通じ、各都道府県医師会からの参加者等に対して、遺族等からの要望があった場合には、死亡診断書又は死体検案書の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきであることについて、検案に携わる医師への周知を依頼した。 | 厚生労働省においては、医師が死亡診断書(死体検案書)を作成するに当たっての留意事項等をまとめた死亡診断書(死体検案書)記入マニュアル(注6)を発行しており、その中で、遺族等からの要望があった場合、死亡診断書(死体検案書)の内容について遺族へできるだけ丁寧に説明を行うことなどについて記載し、その周知を図っている。 令和4年度は、同マニュアルを厚生労働省のホームページに掲載してその周知を図った。 | 各種会議を通じて、都道府県医師会に所属する医師等に対して、遺族等からの要望があった場合には、死亡診断書又は死体検案書の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきであることについて、周知を依頼している。 今後は、引き続き、こうした取組を継続するとともに、死体検案研修会等の機会も活用しながら、医師が遺族等からの要望に応じて死亡診断書(死体検案書)の内容についてできるだけ丁寧に説明するよう働き掛けていくことが重要であると考えられる。 |

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(9) 情報の適切な管理(法第18条)

| No. | 施策 | 担当省庁 | 令和3年度における取組(令和4年版白書記載) | 令和4年度における取組 | 左記取組を踏まえた今後の施策の方向性等 | 見直し後の施策の書きぶり(案) |
|-----|--|----------------------------------|--|---|---|---|
| 93 | 死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に対して情報管理の重要性を周知徹底すること等を通じて、その適切な管理を図る。 | 厚生労働省・警察庁・法務省・文部科学省・海上保安庁・子ども家庭庁 | <p>厚生労働省においては、令和3年度中に開催された地方協議会、日本医師会主催の都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会等を通じ、それぞれの参加者に対して、死因究明により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に情報管理の重要性を周知徹底するよう依頼した。</p> <p>文部科学省においては、令和3年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性を含む死因究明等推進計画の趣旨等を周知した。</p> <p>警察、検察庁及び海上保安庁においては、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮しつつ、個人情報の管理に関する法令等に基づき、死因究明等により得られた情報の適切な管理に努めている。</p> | <p>厚生労働省においては、令和4年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事事務局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、それぞれの参加者に対して、死因究明により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に情報管理の重要性を周知徹底するよう依頼した。</p> <p>文部科学省においては、令和4年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性を含む死因究明等推進計画の趣旨等を周知した。</p> <p>警察、検察庁及び海上保安庁においては、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮しつつ、個人情報の管理に関する法令等に基づき、死因究明等により得られた情報の適切な管理に努めている。</p> | <p>関係省庁において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対し、当該情報の管理の重要性について周知徹底を図っている。</p> <p>なお、令和5年4月1日の改正個人情報保護法の施行により、それまで、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等において別々の法律、条例により運用されてきた個人情報の取扱いが、同一の法の規定により取り扱われることとなり、情報を取り扱う主体に関わらず、死者に関する情報は法律上、個人情報に該当しないものと整理された。</p> <p>他方で、死因究明等により得られた死者に関する情報は、個人情報に該当しなくとも、死者及びその遺族等の権利利益等を配慮して管理する必要があることには変わりはなく、引き続き、こうした情報を取り扱う者に対して情報管理の重要性を周知徹底していくことが重要であると考えられる。</p> | <p>死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に対して情報管理の重要性を周知徹底すること等を通じて、その適切な管理を図る。</p> |